

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月 8日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和8年 6月 8日午後 4時08分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名 出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長 彦 坂 哲		事務局 次 長		蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	立	野	啓司
政	策	推	渡	来	真一
財	政	部	海	老	原輝夫
健	康	福	飯	山	貴与子
こ	ど	も	香	取	美弥
ま	ち	づ	森	川	和典
建	設	部	原	部	英樹
都	市	整	浅	野	和生
教	育	部	飯	竹	永昌
消		防	岡	田	直紀
会	計	管	斉	藤	理昭
総	務	部	蛭	原	一雄
健	康	福	関	口	勝己
都	市	整	稲	葉	克彦
総	務	課	土	谷	靖孝
市	民	協	田	村	牧子
政	策	推	篠	原	慎吾
魅	力	と	数	藤	弘人
社	会	福	長	塚	逸人
高	齢	福	井	橋	久美子
障	害	福	村	田	絢子
こ	ど	も	高	中	誠
こ	ど	も	樋	口	康代
産	業	振	岡	田	崇
環	境	対	吉	田	卓也
管	理	課	山	田	哲也

都 市 計 画 課 長
学 務 課 長
指 導 課 長
教育総合支援センター長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 振 興 課 長
魅力とりで発信課副参事
保 健 セ ン タ ー 副 参 事
環 境 対 策 課 副 参 事
管 理 課 副 参 事
都 市 整 備 課 副 参 事
教育総合支援センター副参事
生 涯 学 習 課 副 参 事
ス ポ ー ツ 振 興 課 副 参 事

中 村 大 地
石 橋 陽 一
佐 々 木 美 紀
仲 田 敦 夫
秋 山 和 也
安 田 徹 也
星 芳 宏
渡 辺 良 江
秋 田 諭
倉 持 哲 也
中 野 潤 一
唐 口 薫
大 久 保 誠 曜
野 口 勝 彦

令和 8 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 8 日（月）午前 10 時開議

日 程 第 1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②長塚 美雪 議員
- ③染谷 和博 議員
- ④入江 洋一 議員
- ⑤遠山智恵子 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②長塚 美雪 議員
- ③染谷 和博 議員
- ④入江 洋一 議員
- ⑤遠山智恵子 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日 程 第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い、質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 皆さん、おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。傍聴席にお越しいただいている皆様方、足元の悪い中、ありがとうございます。また、インターネット配信を御覧いただいている皆様に、心より感謝を申し上げます。

さて、昨日 6 月 7 日に関東地方も本格的な梅雨入りをし、雨の季節を迎えました。これからは大雨や風水害への備えが一層重要となる時期です。また、先日の台風 6 号の接近に際しては、市民の安全安心を守るため、安全安心対策課をはじめ関係部署の皆様に、迅速な情報発信や警戒対応に御尽力いただきましたことに、敬意と感謝を申し上げます。

それでは、市民の皆様からいただいた声をもとに、通告に従い一般質問を行います。資料もございますので、席を移動して質問に入らせていただきます。

〔3 番 岡口すみえ君質問席に移動し資料を示す〕

○3 番（岡口すみえ君） それでは最初の質問に入ります。私は、これまでも不登校児童生徒に関する一般質問を行ってまいりましたが、不登校児童生徒数は依然として増加しており、その背景や要因も多様化し、支援の在り方も大きく変化しています。

資料をお願いします。

文部科学省は、COCOLO（ココロ）プラン——誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の中で、学校復帰のみを目標とするのではなく、一人一人の状況に応じた多様な学びや居場所の確保が重要であると示しています。また、ICTを活用した新たな支援として、教育メタバースに関する実証研究を進めており、自宅にしながら他者とながり、学習や相談ができるバーチャルな居場所づくりに注目が集まっています。子どもたちが安心して過ごせる居場所は、必ずしも学校や家庭だけとは限りません。リアルな居場所とともに、デジタル技術を活用した新たな居場所の可能性についても検討していく必要があると考えます。近年は、子育て支援や教育環境を重視して移住先を選ぶ若い世代も増えており、近隣自治体では教育の充実をまちの魅力向上につなげる取組も進められています。こどもまんなか社会を目指す取手市においても、教育の充実は子どもたちへの支援だけではなく、取手市の魅力の向上や定住促進にもつながるものと考えます。

それでは、まず初めに、保護者支援について伺います。先日、取手市いじめ問題対策連絡協議会を傍聴し、学校や地域、関係機関が連携しながら子どもたちを支えている取組を、大変心強く感じました。また、教職員研修が継続して行われていることにも感謝しております。一方で、不登校支援においては、子ども本人だけでなく、保護者が不安や悩みを抱え込み孤立してしまうケースも少なくないと感じています。不登校児童生徒の保護者に対する相談支援について、教育委員会ではどのような対応をされているのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。全国的に不登校児童生徒数が増加しております。取手市におきましても全国同様に増加傾向にあり、不登校児童生徒への支援につきましては、令和6年3月に取手市不登校児童生徒支援構想を作成し、人間関係づくりと不登校対応支援員の配置を重点的に進めてまいりました。不登校児童生徒の保護者への相談支援につきましては、現在、小学校14校、中学校6校に県スクールカウンセラー及び学校教育相談員を配置し、各学校内で保護者への相談ができる体制を整えております。その後、必要に応じまして、教育総合支援センターにおいて、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどの専門職へ相談をつなぎ、継続的に保護者と面談を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援を行っているところです。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいまの御答弁により、学校や教育総合支援センターが連携し、保護者への相談支援が行われていることを理解いたしました。不登校支援では保護者が安心して相談できる環境づくりも重要であると考えます。

では、次の質問に移ります。適応指導教室において、保護者に対しどのような相談対応や支援を行っているのか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。教育総合支援センターにおきまして、適応指導教室を担当している教育相談員が定期的に保護者面談を実施し、通室生の様子の共有や進路に向けての保護者の思いを確保し、学校とも連携しながら、通室生本人の支援に生かしております。昨年度は試行的に適応指導教室において外部講師を招聘し、スポーツイベントを開催しました。通室生だけでなく、保護者にも参加いただき、同じプログラムを体験していただきました。保護者同士の交流までは見られませんでした。児童生徒と保護者が楽しく会話している場面があり、ふだんの家庭の様子をかいま見るよい機会となりました。また、保護者の方が通室生を日々送迎してくださる際にも、積極的に保護者に声をかけ、コミュニケーションを図るようにしております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。ただいまの御答弁により、定期的な面談に加え、学校との連携や行事を通じた関わりなど、保護者に寄り添った支援が行われていることを理解いたしました。不登校支援では、子どもだけでなく保護者が孤立しないよう支えていく視点も大変重要であると感じております。家庭教育学級など——資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 定期的な面談に加え、学校との連携や行事を通じた関わりなど、保護者に寄り添った支援が行われていることを理解いたしました。家庭教育学級などで、保護者の方々が不登校の理解につながるような研修をしてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 議員の御質問に答弁させていただきます。家庭教育学級は、保護者が子育てや家庭教育について学び、教育的資質の向上を図るとともに、悩みや情報を共有し親睦を深めることが目的となっております。現在、取手市立小中学校においては、教育委員会事務局、生涯学習課が全体の研修会を企画しまして、全校から参加者を募る形で行っております。これまでも、子どもとの関わり方についての講演などを企画・実施してきております。議員ご指摘のとおり、不登校支援については、学校教育が担うものに加えて、子どもたちが最も安心できる場所である家庭の役割がもちろん大事であり、家庭教育として学ぶ意義もあると考えております。一方で、実施する場合には、当事者家庭への配慮など、内容についても様々な検討をした上で行う必要があると考えております。御提案につきましては、今後の家庭教育学級の企画の参考にさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） ぜひ家庭教育学級や教育支援センターでの保護者会や勉強会など、保護者同士のつながりの場の設定も検討していただくことを要望し、次のICT・AIを活用した支援についての質問に移ります。文部科学省では、教育メタバースを活用した不登校支援の実証事業を継続しており、全国の自治体でも導入が進んでいます。こちら

を御覧ください。埼玉県教育メタバースの取組です。このメタキャンパスは、学校復帰のみを目的とするものではなく、不登校児童生徒の新たな居場所や学びの場として期待されています。特に外出や対面での交流に不安を抱える子どもにとっては、自宅からアバターを通じて安心して参加できるバーチャル空間が、社会とのつながりを維持する有効な手段になると考えます。実際に、戸田市や大府市をはじめとする全国の自治体では、オンライン授業や学習支援、スクールカウンセラーとの面談、子ども同士の交流などに教育メタバースを活用しており、「アバターを介することで、コミュニケーションが取りやすくなった」という声も聞かれます。

そこで伺います。取手市においても、適応指導教室やフリースクールなどのリアルな場所に加え、不登校児童生徒の新たな選択肢として、バーチャル空間を活用したオンライン上の居場所づくりについてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター副参事、唐口 薫さん。

○教育総合支援センター副参事（唐口 薫君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。現在、教育総合支援センターでは、不登校児童生徒及び保護者の支援につきましては、より数多く、一人一人きめ細やかな支援ができるよう、専門職の確保・相談体制の充実を図ることを第一に考えております。議員ご提案のオンラインを活用した居場所づくりにつきましては、参加しやすい環境でもあり、困っている児童生徒には有効な居場所になると考えられますが、取組を進めるために解決しなければならない課題もあると考えております。セキュリティ対策や個人情報保護など、安心安全に利活用できるための工夫などについて整理していくことが重要であり、先進的に導入している自治体の取組について、今後、調査研究してまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 現在は人的支援を重視しているとの御答弁であり、その点は大変重要であると考えております。一方で、今後、不登校児童生徒が増加する中では、教職員や専門職だけでは全てを支えることが難しくなる場面も想定されます。そのような中で、AIやICTなどを駆使した教育メタバースやオンライン相談など、人による支援を補完するツールとして活用できる可能性があると考えます。相談しづらい子どもが気軽につながれる仕組みや、オンライン上での安心して参加できる環境づくりについて、今後、前向きに検討していただくことを期待し、次の質問に移ります。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 日本財団では「子ども第三の居場所」事業として、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを全国で支援しています。学習支援や食事提供などを通じて子どもの孤立防止にもつながる取組であり、民間資金を活用できる点も特徴です。また、小文間小学校跡地については、公民館機能を含めた多世代が交流できる地域拠点として期待する声が地域から上がっています。

そこで伺います。小文間小学校跡地などについて、地域交流や子どもの居場所づくりの視点から、日本財団「子ども第三の居場所」事業の活用可能性を調査研究してはどうか伺

います。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。議員よりありました、旧小文間小跡地の利活用については、昨年度末に、公民館の機能を含む新施設を整備すると方向を定めた利活用計画書がまとめられたところでございます。新施設を公民館とした場合、多様な世代の居場所であったり、それぞれの世代の交流拠点として機能するべきであります。先ほど御紹介のありました日本財団が、「子ども第三の居場所」事業モデルとして想定します食事の提供や生活習慣の定着、学習の支援までを、社会教育施設であります公民館の機能として含むことは難しいところもあるかと考えるところでございます。一方で、取手市立公民館においては、市のこどもまんなかの取組の一つとして、公民館を子どもの居場所として活用する事業を展開しております。昨年度は、夏休みを中心に公民館に集まって宿題を行う事業や、子ども向け講座などを行いました。引き続き、公民館を子どもたちに身近な居場所として親しんでもらう取組を行ってまいります。新施設の詳細な設計などについては今後となりますが、新施設においても、こどもまんなかの視点を踏まえた取組が必要と考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいまの御答弁により、小文間小学校跡地について、多世代交流の拠点として検討が進められていること、また、こどもまんなかの視点を重視していく考えを理解いたしました。不登校支援では、学校復帰だけでなく、子どもたちが安心して過ごせる居場所やつながりを地域全体で支えていくことが重要であり、保護者が安心して相談できる環境づくりも必要です。取手市においても、日本財団の子ども第三の居場所事業なども参考にしながら、ICTやAIの活用も含め、多様な形で子どもと家庭を支える取組が進むことを期待します。さらには「教育日本一、取手」を掲げ、人口増加の一端を担えるよう力を入れていくことを強く要望し、本質問を終わります。

続きまして、高齢者の公共交通を活用した移動支援の充実について質問いたします。高齢化が進む中、免許返納後の移動手段の確保は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための重要な課題となっています。移動手段が限られることで、通院や買物、地域活動への参加が難しくなり、閉じ籠もりや健康状態の悪化につながることも懸念されます。一方で、移動しやすい環境が整えば、高齢者の外出機会が増え、健康維持や社会参加の促進につながるだけでなく、地域のにぎわい創出にも効果が期待できます。

そこで、高齢者の視点に立った公共交通を活用した移動支援について3点伺います。高齢者からは、「バスの本数が少ない」「行きたい場所へ行きにくい」「乗換えが分かりにくい」「運賃負担が大きい」といった声が聞かれます。また、免許返納後の生活に不安を抱える方も少なくありません。市は、高齢者の移動に関する課題をどのように把握し、現在どのような対応を行っているのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。高齢者の移動課題の把握につきましては、市では地域公共交通計画の策定の際に、市民アンケート、コミュニティバス利用者へのアンケート、地区ヒアリングなどの調査を実施しております。アンケート調査では、既存の公共交通の拡充・維持を求める回答が多い一方で、地区ヒアリングを通して、身体的・地形的な要因によって最寄りのバス停までの移動が困難な方が多いことを把握しております。また、移動需要としては通院や買物が多く、通院では8時から10時台、買物では9時から11時台に外出する方が多いなど、外出の時間としては午前中に集中している実態も把握できております。これまでも、コミュニティバスのルート・ダイヤにつきましては、移動需要を考慮して、病院や商業施設の近くにバス停を設置しており、利用者の方からの御意見も参考に、通院や買物での利用を想定したダイヤ改正を実施してまいりました。しかしながら、現在におきましても、コミュニティバスにおいて、路線バスやコミュニティバス同士の路線が重複している区間がありますので、今回の調査結果などを踏まえまして、そうしたルートを見直すほか、既存の公共交通ではカバーできない移動困難者に対し、それらの交通を補完するような交通サービスの導入を検討し、日常生活における移動需要を満たせるような、利便性の高い公共交通網の形成を目指してまいりたいと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。市が高齢者の移動課題の把握に努め、公共交通の改善や新たな移動支援策を検討していることは理解いたしました。今後は、移動手段の確保に加え、利用しやすい環境づくりも重要と考えます。

そこで次に、運賃助成など経済的支援について伺います。高齢者が安心して外出できる環境を整えるためには、交通手段の確保に加え、利用しやすい料金体系や経済的支援も重要であると考えます。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 熊本市では、市内のバスや電車を終日無料とする日を設ける取組が行われています。その結果、公共交通の利用促進だけでなく、中心市街地のにぎわいや商業活動の活性化などの効果も確認されています。この事例は、公共交通への支援が、移動の確保にとどまらず、社会参加や地域活性化にもつながる可能性を示しているものと考えます。高齢者に対する公共交通の運賃助成など経済的支援について、市の考えをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。熊本市の取組を御紹介いただきまして誠にありがとうございます。こちらの施策につきましては、公共交通利用のきっかけづくりとして一定の成果があるものと私どもも認識しております。当市における高齢者に対する経済的支援につきましては、現在、コミュニティバスでは、市内在住の70歳以上の方を対象に、3か月3,000円でコミュニティバス全線で乗り放題となり

まずシルバー割引定期券を御用意いたしております。1か月に換算いたしますと1,000円の計算になるため、割引率が大変高いサービスとなっております。また同様に、関東鉄道では「ふれ愛パス」、大利根交通自動車では「好きっぷ70」など、高齢者を対象とした定期券も御用意されております。このように、コミュニティバスや路線バスにおきましては、既に高い割引率のサービスを提供いたしておりますので、現時点におきましては、市で新たに運賃を助成する考えはございません。なお、コミュニティバスのシルバー割引定期券につきましては、市のホームページやバスの車内におきまして、お知らせをしているところです。また、免許返納者に関しましては、免許返納の手続の際に、取手警察署様に御協力いただきながら、コミュニティバスの時刻表をお渡しをして、そういったサービスの周知を図っているところでございます。今後は、こういった制度のさらなる周知を図るために、定期的に発行される広報とりでなどを活用いたしまして、繰り返しサービスを案内していくことも重要であると考えております。積極的に掲載してくことで、広く皆様に御利用いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。既存の割引制度や周知の取組については理解いたしました。一方で、制度を必要とする方にしっかり届け、実際の利用につなげていくことが重要であると考えます。

こちらを御覧ください。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 熊本市の事例は、公共交通が単なる移動手段ではなく、地域の活力を支える社会基盤であることを示していますが、取手市においても、例えば東京藝術大学の藝大祭開催時に、取手駅から東京藝術大学までの路線を無料化する、あるいはふれあい道路や岡堰・さくら荘の桜並木を楽しむ桜巡りとして、取手駅から各地までの路線を無料開放するなど、地域資源と公共交通を組み合わせた利用促進策も検討できるのではないのでしょうか。

こちらの動画を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 次に、高齢者が利用しやすい公共交通環境づくりについて、お伺いします。高齢者が安心して外出できる環境を整えるためには、生活実態に合わせた公共交通の充実が必要であると考えます。例えば、病院やスーパーなど生活に欠かせない施設を結ぶルート設定や、通院・買物に利用しやすいダイヤ編成、さらには乗り継ぎや利用方法を分かりやすく工夫するなど、高齢者の視点に立った交通体系づくりが求められます。市は、高齢者の移動権を確保する観点から、公共交通を活用した移動支援を今後どのように充実していく考えか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。まず、コミュニティバスのルート・ダイヤに関する御質問について答弁いたします。アンケート調査の結果などから、高齢者の移動のニーズは午前中に集中しており、現在のコミュニティバスのルート・ダイヤにお

きましても、人口の集積や利用実績などを考慮しながら、通院や買物の移動ニーズを一定程度満たす設定になっているものと認識しております。また今後も、コミュニティバスを見直す際にも、引き続き通院や買物に使いやすいものとなるよう検討していくこととするほか、交通結節点における複数の公共交通の接続性を強化し、需要の高い時間帯に目的地へ到達できるよう、乗り継ぎの利便性に努めてまいります。また、乗り継ぎや経路検索を分かりやすくする工夫という御質問につきましては、現在、公共交通機関の乗り継ぎを支援するために、グーグルマップ上にコミュニティバスの情報も表示されるよう作業を進めております。これによりまして、目的地の欄に施設名を入力するだけで、最適な公共交通の乗り継ぎのルートや時刻、そしてバスの位置情報を確認することができるようになります。本サービスにつきましては、広報紙での周知や使い方動画をホームページで御案内するなどを検討しておりまして、広く市民の皆様に御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。高齢者の移動ニーズが、通院や買物を中心に午前中へ集中している実態を踏まえ、コミュニティバスが一定の役割を果たしていること、また今後は、交通結節点を活用した乗り継ぎしやすいルート編成を目指す、との御答弁をいただきました。あわせて、グーグルマップとの連携による利便性向上は、評価いたします。一方で、スマートフォンの利用に不慣れな方への配慮として、紙の時刻表や分かりやすい案内の充実も引き続きお願いしたいと思います。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動手段の確保が重要です。今後も、利用実態や市民の声を踏まえながら、高齢者の視点に立った移動支援の充実に取り組まれることを期待し、本質問を終わります。

次の質問に入ります。自転車は、通勤・通学や買物など、日常生活に欠かせない身近な移動手段です。一方で、自転車に関係する交通事故は依然として発生しており、安全利用の推進は重要な課題となっています。また、令和8年4月からは、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度——いわゆる青切符制度が導入され、自転車利用者にも、これまで以上に交通ルールへの遵守が求められるようになりました。私は昨年6月定例会で自転車用ヘルメットの着用促進について質問し、市からは、啓発活動を重点的に進めていく、との答弁がありました。そこで今回は、その後の取組状況、青切符制度への対応、今後の交通安全対策について伺います。

まず、本市の交通安全対策の取組状況について。昨年の質問以降、ヘルメット着用促進に向けた様々な啓発活動に取り組まれているとのことですが、1年間に実施した、ヘルメット着用促進の主な内容を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。ヘルメット着用につきましては様々な啓発活動を行っているところでございます。まず、広報とりでや市ホーム

ページを活用し、継続して情報発信を行っているところでございます。また、より実践的な啓発といたしましては、交通安全教室を実施しているほか、取手警察署と連携の下、市内各高校に直接訪問し、ヘルメット着用の重要性を周知してまいりました。さらに、日常的な啓発といたしましては、市内各自転車駐車場へののぼり旗を設置、ヘルメット着用を常に意識していただける環境づくりを図っております。加えて、交通安全街頭キャンペーンにおきましては、啓発のチラシを直接手渡ししながら、市民の皆様に呼びかけを行っているところでございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。広報紙やホームページでの情報発信に加え、交通安全教室や取手警察署との連携による高校訪問、自転車駐車場での啓発など、継続的に取り組まれていることが分かりました。一方で、市民の皆さんに交通ルールをより身近なものとして理解していただくためには、今後さらに分かりやすい情報発信も重要になると考えます。

次に、青切符制度導入に伴う周知啓発について伺います。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 2月に開催された自転車安全運転講演会では、青切符の概要や自転車利用時の注意点について分かりやすく説明され、多くの市民が参加していました。4月に制度が開始されましたが、市民の中には制度の内容を十分理解していない方もまだいるものと感じています。そこで本市では、制度について、市民への周知や交通ルールの啓発をどのように進めているのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。自転車への交通反則通告制度——いわゆる青切符の導入に合わせ、市におきましては、交通安全の意識向上とルール遵守の徹底を図るため様々な啓発を行ってきました。具体的な取組としましては、ヘルメット着用の周知啓発と類似するところはございますが、市内各自転車駐車場へののぼり旗を設置して日常的な注意喚起を行っているほか、駅周辺での交通安全街頭キャンペーンを関係機関と連携して実施し、本制度の要点を取りまとめたチラシ等を配布いたしました。また、若年層への取組として、取手警察署との連携の下、市内各高校を訪問し、直接生徒に対して啓発を行っているところでございます。今後におきましても、継続して啓発活動を行うことで、自転車の安全利用の促進に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。駅周辺での街頭啓発やチラシ配布、高校生への直接的な周知など、制度開始に合わせて積極的に取り組まれていることが分かりました。青切符制度は、違反者を取り締まることだけが目的ではなく、自転車利用者一人一人の交通安全意識を高めることが重要であると考えます。そのためには、一過性ではなく、継続した啓発活動が欠かせません。そこで最後に、今後の交通安全対策とへ

ルメット着用促進についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。令和7年6月の警察庁の調査において、茨城県のヘルメット着用率は22.7%にとどまっており、市で実施したアンケートでは、「強制ではなく努力義務だから」「かぶるのが面倒くさいから」「髪型が崩れるから」といった理由が半数を占め、着用が定着していない現状にあります。しかしながら、自転車利用時の交通事故において、主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.7倍高くなっており、ヘルメットの着用は、命を守るため極めて重要です。市としましても、市民の皆様の命を守るため、取手警察署をはじめとする関係機関と連携を図り、交通安全教室や街頭キャンペーンなど、ヘルメット着用率向上に向けた取組を引き続き実施することで、ヘルメット着用の啓発活動に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。ヘルメットを着用しない理由として、「努力義務だから」「面倒だから」「髪型が崩れるから」といった声が多い一方で、事故の際には頭部を守る重要な役割があることを、改めて認識いたしました。また、市としても、関係機関と連携しながら啓発活動を継続していくとのことで、その取組に期待しております。しかしながら、現在の着用率を見ると、啓発だけでは大きな改善につながりにくい面もあるのではないかと感じています。

そこで最後に、着用率向上に向けた具体的な方策として、2点提案を申し上げます。1つ目の提案です。全国では、高齢者や高校生などを対象としたヘルメット購入費補助制度を導入する自治体も増えています。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 茨城県内でも、阿見町・筑西市・下妻市などが実施しており、着用率向上につながる取組として注目されています。特に下妻市のように、着用率が低い高校生と高齢者に対象を絞る手法は、取手市も参考になる事例と考えられます。再度、ヘルメット購入補助金の制度を取手市でも検討されてはいかがでしょうか。

2つ目の提案です。ヘルメット着用が進まない理由として、「見た目が気になる」「カッコよくない」といった声もあります。しかし、取手市には東京藝術大学があり、アートを生かしたまちづくりを進めているという、大きな強みがあります。

こちらを御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） このヘルメットは、とりかめくんをイメージしたものをAIが作成しました。

〔笑う者あり〕

○3番（岡口すみえ君） 例えば、東京藝術大学の学生や市民と連携した、ヘルメットデザインコンテストや作品展示など、アートを主体とした交通安全を組み合わせた啓発事業

を実施してはいかがでしょうか。ヘルメットを「かぶらなければならないもの」から「かぶりたくなるもの」へと発想を転換することで、特に若い世代の関心を高めることが期待できます。全国初、取手市ならではの特色を生かした交通安全啓発の取組として、ぜひ検討されてはいかがでしょうか。自転車は、誰もが利用する身近な交通手段です。交通事故のない安全安心なまちづくりに向けて、今後も実効性のある交通安全対策を進めていただくことを期待し、私のこの質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 答弁もらう……。

○3番（岡口すみえ君） 提案です。

○議長（山野井 隆君） いや、提案でももらっておきましょう。

総務部次長、蛭原一雄君。

○総務部次長（蛭原一雄君） 答弁させていただきます。具体的な提案ありがとうございました。今後、市のほうでも、どのような対策が有効的なのか検証いたしまして、取組を考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 続けてください。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。次の質問に入ります。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 産業振興課の皆様が取り組まれた「るるぶ」です。最新号発刊に敬意と感謝を申し上げます。取手市の魅力が分かりやすく発信されており、にぎわい創出につながるすばらしい取組であると感じております。人口減少や地域経済の縮小が課題となる中、交流人口を増やし、市内経済の活性化につなげることは大変重要です。そのためには、また来たいと思っていただける魅力づくりと、取手市の強みを生かした取組が必要であると考えます。

最初に、にぎわい創出イベントの現状と取手市の強みについて質問いたします。「むらなかサム」さんも笑顔で広報していますが、取手市では、とりで利根川大花火をはじめ、にぎわい創出や産業振興を目的とした様々なイベントに取り組んできたものと認識しております。そこで、市がこれまで取り組んできた集客イベントの実績と、にぎわい創出における取手市の強みについて、市の考えをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、岡口議員の御質問に答弁をさせていただきます。冒頭、「るるぶ」のほうを御紹介いたしまして、ありがとうございました。議員御質問の市が関わるにぎわい創出イベントの現状について、まずはお答えをさせていただきます。市におけるイベントの関わり方といたしましては、市が直接主催するもののほか、観光協会主催のイベントや民間団体等への補助金、後援などを通じて、様々なにぎわい創出に関わっております。御質問のにぎわい創出や産業振興を目的とした直近の具体例といたしましては、本年3月22日に取手駅周辺で開催をいたしました、観光協会主催

の駅前にぎわいフェスタがございます。当日は、市内の事業所による飲食の物販出店や、市内団体によるステージ発表などが盛大に行われまして、延べ3,500人の御来場を数えたところです。当日は、メイン会場の「ニチガス取手ウェルネスプラザ」に加え、駅前商業施設ともスタンプラリー等で連携したことで、駅周辺が一体となった盛り上がりや、多世代が交流する活気ある光景が見受けられました。また本市には取手駅徒歩圏内に、大規模イベントの会場となります取手緑地運動公園という広大な公共空間もございます。こうした駅前の公共空間や河川敷の広大なフィールドという、本市独自の強みを生かすことで、多様な取組を十分に受け入れられる、優位性があるものだとの認識をしております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいまの御答弁により、市が主催だけでなく、観光協会や民間団体との連携を通じて、幅広くにぎわい創出に関わっていることが理解できました。特に、駅前にぎわいフェスタでは、駅周辺施設との連携やスタンプラリーによる回遊性向上など、単なるイベント開催にとどまらない工夫がされている点は、大変意義があると感じております。イベントを成功させるためには、多くの方に「行ってみたい」と思っていただけの、魅力的なコンテンツの選定が重要であると考えます。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 近年では、つくば市や守谷市などTX沿線自治体において、「ラーメンフェス」が大きな集客効果を上げており、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっていると伺っております。こちらが、私の提案する「ラーメンフェス」です。こちらでもAIによって作成いたしました。ラーメンは幅広い世代に親しまれており、遠方からも人を呼び込む力を持つ、魅力的なコンテンツであると考えます。

続いて、こちらを御覧ください。肉をテーマとした「肉フェス」も考えてみました。他自治体の事例を踏まえ、常磐線沿線である取手でラーメンをテーマとしたイベント、また肉をテーマとした「肉フェス」などに対する、市のお考えについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 産業振興課長、岡田 崇君。

○産業振興課長（岡田 崇君） 岡口議員の御質問にお答えいたします。ラーメンや肉といったコンテンツは、議員がおっしゃるとおり、幅広い世代から親しまれやすく魅力的なコンテンツであり、イベントの集客力を高める仕組みとして、非常に有効な手法の一つと考えてございます。議員のおっしゃる、つくば市・守谷市に加え、五霞町へのヒアリング調査を行ったところ、店舗の招致やイベント運営のノウハウを持つ民間企業が主体となって企画運営を行い、行政側は公園や駐車場といった市有地の貸与、広報協力という形で関与しているという実態を把握したところでございます。本市におきましても、周辺自治体の事例等同様に、地域ににぎわいをもたらす、民間企業主導の活動を支援してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） これまでの質問で、本市には多くの人を呼び込み、にぎわいを

創出する大きな可能性があると感じています。しかし、行政が目指すイベントに——目指すべきにぎわいづくりは、一時的に人を集めることにとどまるものではありません。イベントをきっかけに、継続的な交流人口の増加や市内経済の活性化につなげていくことが重要です。そこで最後に、公共空間の活用も含め、本市が目指すにぎわいづくりの本質と、その成果をどのように地域へ還元していく考えなのか、市の見解を伺います。

○議長（山野井 隆君） 産業振興課長、岡田 崇君。

○産業振興課長（岡田 崇君） 御質問に御答弁いたします。当市が担うべきにぎわいづくりの考えについて、お答えいたします。にぎわいづくりの本質といたしましては、単に一過性の集客にとどまるものではなく、イベント等をきっかけとして、本市の様々な魅力に触れていただくことであると考えております。イベント会場での体験を通じて取手市の魅力を再発見していただき、それが当市への再来訪のほか、市内事業所への直接訪問、地域住民との交流などが促進され、継続的なにぎわいづくりや地域経済の活性化へつながる仕組みづくりが、行政の関わる集客イベントの目指すべき姿であると考えてございます。また、これらを継続・拡大していくためには、現在、市や市民の皆様が実感されている既存の魅力にとどまらず、まだ気づいていない隠れた価値を見だし、市内外に売り込んでいく姿勢があると考えております。引き続き、まちの持つ魅力を発掘し、人々の注目を集める仕掛けづくりについて先進事例等を研究して、今後ともイベントで扱うテーマの工夫や独自の地域資源を生かした取手らしさ、こういったところの演出に努めるとともに、市民の皆様や民間事業者の皆様とともに、本市の認知度向上、魅力発信、郷土への愛着や誇りの醸成を推進してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁により、取手市には取手駅周辺の魅力的な公共空間といった、にぎわい創出に向けた大きな可能性があることを改めて確認することができました。今後は、こうした取手市の強みを十分に生かしながら、民間事業者や地域団体との連携をさらに深め、多くの方が取手を訪れ、地域経済の活性化につながる魅力あるイベントの展開を期待しております。取手市が、行ってみたいまち、また訪れたいまちとして広く認知され、市民の皆様にとっても誇りの持てるまちとなるよう、積極的な取組を要望し、私のこの質問を終わります。

次の質問に移ります。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 広報紙を活用した地域情報発信の充実についてです。広報とりでは、市民に必要な行政情報を届けるだけでなく、市民活動や地域の魅力を発信する大切な媒体であると考えています。近年では、多くの自治体で広報紙を活用して、地域活動や地元事業者を紹介し、地域への愛着の醸成や地域経済の活性化につなげる取組が行われています。

こちらの資料を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 近隣、柏市の例です。こちらは茨城県の「ひばり」です。有料

広告を掲載することで、自主財源の確保に取り組んでいる事例です。取手市においても、広報とりでが持つ信頼性と発信力を生かしながら、地域情報発信のさらなる充実について研究していくことは大変意義のある取組であると考えます。そこで、本市の広報紙の活用の可能性について、3点伺います。

広報とりでは、市民への行政情報の提供に加え、地域の魅力や市民活動を発信する媒体としてどのような役割を担っていると認識しているのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。まず、御紹介いただきました「広報とりで」でございます。この「広報とりで」につきましては、医療・福祉・子育て・各種手続など、市民生活に必要な行政情報を、正確かつ適時にお届けする重要な媒体であると認識しております。また、行政情報を適切にお伝えするという役割に加えまして、地域の話題やイベント情報・観光情報のほか、地域で活動する市民団体の取組などを紹介することで、本市の魅力や市民活動を広く発信する役割も担っております。——この点は今、岡口議員から御紹介あったとおりでと思います。こうした情報を通じまして、市民の皆様には本市の活力や魅力を知っていただくことで、まちへの関心や愛着の醸成につながり、ひいては地域の活性化にも寄与できるものと考えております。以上です。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。広報紙が単なる行政情報の伝達手段ではなく、市民活動や地域の魅力を伝える役割も担っているとの認識を確認することができました。近年は、市民同士のつながりや地域への愛着を育むことが、地域活性化の観点からも重要になっています。そうした中で、広報紙には、行政情報の発信にとどまらない役割も期待されていると考えます。

そこで次に、地域活動や地元事業者の魅力発信における広報紙の活用についてお伺いします。地域活動団体や地元事業者等の取組や魅力を紹介するなど、広報紙を地域情報発信の媒体としてさらに活用していく可能性について、市の考えをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 岡口議員の御質問に御答弁いたします。広報とりででは、これまでも地域で活動する団体や地元事業者の皆様の取組や活動について、特集記事などを通じて発信してきたところでございます。地域の活動団体や地元事業者の魅力を広く発信することは、市民の皆様には、まちへの親しみや郷土への愛着を深めていただくとともに、地域の活性化にもつながるものと認識してございます。

一方で、広報紙は、行政情報を発信する公共性の高い媒体であることから、掲載に当たりましては、公平性や公益性を十分配慮し、特定の団体や事業者に偏ることのないよう、適切な情報提供に努めていく必要があると考えております。今後につきましても、広報紙

としての役割を踏まえながら、地域の魅力発信につながる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。限られた紙面の中で、行政情報を優先する必要があることを十分理解しました。一方で、市民活動団体や地域で頑張る事業者の皆さんの取組を紹介することは、市民の地域への関心を高めるだけでなく、新たな交流や地域経済の活性化にもつながる可能性があります。実際に他自治体では、行政情報に加えて、地域の店舗や企業、地域活動を紹介する特集を設けるなど、様々な工夫が行われています。そこで次に、そうした取組を支える仕組みの一つとして、有料広告掲載等の考え方、他自治体で実施されている広報紙への有料広告掲載等の取組について、本市としてどのように認識しているか。また、地域活性化や自主財源確保の観点から、今後研究していく考えがあるのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。冒頭で御紹介いただきましたように、この広報紙への有料広告の掲載ということでございますけれども、こちらにつきましては既に、当市の魅力とりで発信課の職員のほうでもいろいろ調査研究のほうは行っていると聞いています。また、地域の活動団体や地元事業者の皆様にとっても、認知度向上でありますとか地域経済の活性化、こういったものにつながる可能性があるかと、我々としても考えております。冒頭で申し上げましたように、いろいろと調査研究を進めているというところでございますけれども、一方で、この「広報とりで」につきましては、ただいま課長からも答弁させていただいたように、市民活動情報などを掲載する「タウンコーナー」——こういったものが広報の後ろのほうにあるんですけども、こういったコーナーへの掲載希望というのが非常に多く寄せられているという事実もございます。こういったコーナーというのが、我々といたしましても市民活動の情報発信の機会を確保していくということで、非常に重要なものであるというふうに認識しております。今回、御提案のありました有料広告の導入ということなんですけれども、こちらにつきましては、単に広告枠を設けるという考え方だけではなくて、広報紙本来の役割や目的、これをもう一度踏まえまして、例えば地域企業による社会貢献活動、それと地域との連携事業、こういったものを併せて紹介していくことで、地域情報の発信と地域の応援の両立——企業のこれはPRにもつながっていくと思います。そういった方法について、今後研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございました。有料広告への調査研究を進めていただいていること、またタウンコーナー等も設けていろいろ紹介されているとのこと、ありがとうございます。広報とりでは、市民に広く届けられる、本市にとって信頼性の高い情報発信媒体です。行政情報を分かりやすく伝えるという役割に加え、市民活動や地域の魅力、地元事業者の取組を紹介することで、市民の地域への関心や愛着を高め、地域の活性化につながる可能性を持っております。また、有料広告についても、公益性や公平性

を確保することを前提に、地域事業者の情報発信支援や自主財源確保につながる手法の一つとして、他自治体の事例を参考に研究していく価値があると考えます。人口減少や地域経済の活性化が課題となる中、広報とりでの発信力をさらに生かし、地域を元気にする媒体として発展していくことを期待し、この質問を終わります。

〔ベル音〕

○3番（岡口すみえ君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。
続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。通告に従い、3項目の一般質問をさせていただきます。さて、新年度が始まり2か月がたちました。児童生徒も、新たな学年や学校生活に慣れてきた頃かと思います。4月には、茨城南青年会議所主催のこども天国において、子どもたちが土手を駆け回り様々なブースを楽しむ姿に、たくさんの笑顔を見ることができました。また先日開催された、取手中央ライオンズクラブ主催の「わくわく取手フェス」では、各学校の生徒が自らブースを企画し運営に取り組む姿が、とても印象に残っています。主体的に活動する中学生の頼もしさと会場にあふれるエネルギーに、参加された多くの方が元気をもらったのではないのでしょうか。子どもたちの成長は、私たち大人の喜びであり、その笑顔と未来を守ることは、地域全体の責任でもあります。子どもたちは毎日、家を出て学校へ向かい、学び、友人と過ごし、そして家へ帰ります。その当たり前の日常を安心して過ごすことができこそ、健やかな成長につながるものと考えます。そして、その当たり前の日常を支える上で欠かせないのが、通学路の安全確保です。通学路は、交通事故だけでなく、不審者対策や災害時の安全確保など、様々な視点から安全性が求められる生活空間です。特に近年は、通過交通の増加や生活道路の抜け道利用などにより、通学路を取り巻く環境も変化をしております。そのような中、本市では、令和3年に総務文教常任委員会から、通学路等における児童及び生徒の安全確保に関する要望書が提出され、安全対策の充実が求められてきました。本日は、市内全体の通学路安全対策の現状を確認するとともに、地域から継続的に声が寄せられている、永山小学校・永山中学校前の通学路に着目して伺います。

通告1項目め、通学路の安全対策についてです。令和3年に提出された要望書への対応状況と、永山小学校・永山中学校前の通学路における危険箇所の認識、これまでの安全対策、今後の方針についてお聞きします。まずは、要望書提出後の対応状況について、お伺いします。

〔1番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。
教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。こどもまんなか

社会の実現を目指す上で、子どもたちの健やかな成長を支え、安全な環境を提供するというのは、本当に私たち大人の重要な責務であると、そのように考えています。また、特に通学路については、子どもたちの日常の生活の間でもあるわけですが、やはり交通事故などのリスクも潜んでいる、そういった場でありまして、市として、登下校の安全をしっかりと確保するという事は、私たちに課せられた重要な使命であると、そのように認識しているところです。令和3年6月に千葉県八街市で起きた事故を受けて、取手市議会では、通学路整備の財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書を国に提出されました。また、今委員からも御紹介ありましたとおり、総務文教常任委員会においても、通学路等における児童及び生徒の安全確保に関する要望書が提出されております。この要望書の提出を受けまして、本市では教育委員会を中心に、通学路交通安全プログラムの構成員である、学校・PTA・警察・国・県・市の道路管理者や教育委員会の関係機関との連携を一層強化し、通学路の安全対策に取り組んでまいりました。詳細につきましては、この後、教育部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。先ほどの総務文教常任委員会からの要望書につきましてです。まず、この要望書につきまして、大きく4点あったかと認識しております。まず初めに、教育委員会に報告される交通事故の報告事案について、今後の事故防止対策に反映させることということで、こちらにつきましては、児童生徒が関係する交通事故が発生した際には、教育委員会への報告がありまして、学校関係者と連携し現場対応を行ってまいりました。教育委員会は、現場確認を行い危険要因を把握した上で、即座に対応できる事項につきましては速やかに対応し、関係機関に依頼が必要な案件につきましては、道路管理者に対策を要望しているところでもございます。

次に、大きく2点目になります。危険箇所の改善に時間を要する場合は、関係機関に調整を図り、問題解決を推進することということがございました。こちらにつきましては、時間を要する道路の拡幅や大規模な修繕につきましては、通学路交通安全対策推進会議におきまして、継続案件として、進捗状況や完了の見通しを定期的に確認するとともに、完了までの暫定的な安全対策を実施してまいりました。

次に、3点目です。費用がかかる危険箇所の改善につきましては、県や国と連携を強化すること。また、財源を確保することとございました。こちらにつきましては、市内の通学路整備事業につきましては、国の防災・安全交付金を活用しまして、現在までに22路線の整備を実施してまいりました。

次に、大きく4点目になります。ハード面とソフト面を充実させることということがございました。こちらにつきましては、交通安全に対する意識を高める取組といたしまして、学校では交通安全教室、日々の下校指導や登校班会議を実施し、子どもたちの意識を高めております。また、通学路交通安全対策推進会議で報告された案件や進捗状況を市のホー

ムページに掲載するとともに、保護者の連絡システム「ホーム・アンド・スクール」を通じて情報を周知してまいりました。これにより、児童生徒だけでなく保護者にも、危険箇所や市の取組を共有しているところでもございます。今後も引き続き関係機関と連携し、通学路の安全点検を定期的実施することに加え、地域住民の協力を得ながら、危険箇所の改善を進めてまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 要望書に基づき様々な対策を実施してきたことは理解をいたしました。一方で、地域住民や保護者からは、現在も危険を心配する声が寄せられております。そこで、市の認識を伺う前に、まず現地の状況について資料を御覧いただきたいと思います。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちらは、令和7年度通学路危険箇所位置図の、稲戸井駅前を通る市道です。「歩道が非常に狭く危険です」という指摘を受けている箇所になります。地域の生活道路ではありますが、294号線の抜け道になっており、速度超過の車が多い状況です。この通路の中でも、特に事故が発生し、地域や保護者・児童から「怖い」と声を頂く箇所が、この青い円の部分になります。ちょっと地域の方の御協力をいただきまして、朝の通学時間帯の様子を固定カメラを設置して撮影をいたしました。資料は静止画にしたものです。時間は、午前7時40分から8時10分までの30分間、小学生と中学生が通学する時間帯です。車が2台通るとグリーンベルトにはみ出してしまう状態で、このグリーンベルトも、もう少し先に行くとはばない状態になってしまいます。反対側には——ちょっと映っていないんですけども、自転車通学の生徒もおります。この30分間の通過交通ですが、この日は車が176台、児童生徒が336人——およそ10秒に1台の車両が通行していることになります。

また、永山中学校では生徒数が増加をしており、通学路を利用する生徒は今後さらに増えていきます。これまで様々な安全対策が実施されてきましたが、通学路を取り巻く環境は変化していると考えます。さらに地域からは、抜け道利用による速度超過を心配する声が多く聞かれます。注意喚起や路面標示などの対策を実施してもなお、そのような声が續いている現状をどのように受け止めているのかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 長塚議員の質問に答弁いたします。永山小学校・永山中学校付近の通学路である市道0104号線につきましては、毎年のように通学路交通安全対策推進会議に危険箇所として報告がされております。この市道では、平成25年から平成31年にかけて通学路整備事業として、国の防災・安全交付金を活用してグリーンベルトを設置し、その後も路面標示や注意喚起看板の設置など安全対策を講じてまいりました。そのような中、この市道における登下校中の事故が確認されており、報告を受けた教育委員会と学校では、連携を取りながら危険箇所の把握をした上で、注意喚起看板の設置やラバーボールの設置、警察では横断歩道の再塗装を実施いたしました。また、この市道の先の県道

につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所がグリーンベルトの設置を新たに行いました。こういった状況を踏まえ、教育委員会、学校ともに、危険な箇所ということで継続的な対策が必要だというふうに認識をしており、注視をしていく市道であると認識をしております。このほかにも、市内小中学校から危険箇所として報告があったものは、通学路交通安全対策推進会議において点検を実施しております。その結果を基に、歩道の拡幅工事や横断歩道の再塗装といったハード面の改善、児童生徒への安全教育といったソフト面の対応、この両面から安全対策を実施しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 御答弁の中では、毎年、危険箇所として報告されていること、また継続的な対策が必要な路線であることの認識が示されました。この道路は、児童生徒だけではなく、高校生、通勤・通学の自転車、地域住民の歩行者も利用しております。先ほど御答弁にもありましたが、この路線では、登下校中の交通事故が複数年にわたり発生をしております。私は、これまで実施していただいた対策に感謝をしております。水たまりへの対応、グリーンベルト周辺の草木の繁茂対策、安全ミラーの向きの調整など、地域からの声に対し迅速に対応していただきました。一方で、毎年危険箇所と報告され、登下校中の交通事故も発生しているこの状況を踏まえた上で、現在の対策により十分な安全が確保されていると認識をしているのでしょうか。私は、対策を実施したことと、安全が確保されていることは別であると考えます。そこで、まず速度抑制策として、取締りの強化について伺います。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。永山小学校・永山中学校前の市道におきましては、通学する児童や生徒の安全確保や交通事故防止の観点から、これまでも取手警察署に対しまして、取締りの要望のほか、横断歩道や歩行者信号機の設置や修繕、横断歩道の塗り直しなども要望をしてきたところでございます。市では、スピード違反等の危険行為の情報が寄せられた際には、警察署に対し、取締りの要望を実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今回、保護者、地域の方の声を受けて質問をしております。事故が発生している状況も踏まえて、ぜひ取手警察署への取締り強化の要望を継続していただくをお願いしたいと思います。

次に、ゾーン 30 プラス導入の可能性について伺います。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、原部英樹君。

〔建設部長 原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君） それでは、長塚議員の御質問にお答えさせていただきます。交通安全の対策である、ゾーン 30 プラスの導入に当たりましては、最高速度 30 キロメートルの区域の規制とハンプといった路面の一部を突起させるものを設置するなど、物理的なデバイスとの組合せにより対策が必要となってきました。ハンプなどには、騒音や振動

が発生するものもありまして、道路に隣接する方々の御理解と御協力が必要であると考えておりますので、まずは、現在の対応に加えまして、さらなる速度抑止を目的とした看板の設置など、ドライバーの安全運転意識を働きかける対策を関係各課と協議検討してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ゾーン30プラスについては理解をいたしました。一方でこの路線については、これまでも、グリーンベルト、路面標示、注意喚起看板、ラバーポール設置など、様々な対策が実施されてきておりますが、それでも事故が発生している状況です。今回ご答弁いただいた速度抑止を目的とした看板設置については、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。その上で今後も事故や危険な状態が続くようであれば、ゾーン30プラスを含めた、さらなる対策についても検討していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、原部英樹君。

○建設部長（原部英樹君） まずは先ほど答弁しましたとおり、対策を講じまして状況を把握しまして、もし、さらなる対策が必要であれば、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今回取締り強化の要望継続に加え、速度抑止を目的とした看板設置について検討いただけるとの答弁をいただきました。保護者、地域の皆様からは今もお安全を心配する声が寄せられております。ぜひ早急な対応をお願いするとともに、対策後の効果検証を行いながら、必要に応じて、さらなる安全対策についても検討いただくことを要望いたします。今回、永山小学校・中学校前の通学路を例に質問いたしましたが、通学路の安全確保は、市内全ての児童生徒に関わる課題です。対策をしたかではなく、安全になったかという視点で今後も継続的な見直しをお願いし、こちらの質問を終わります。

次に、情報モラル教育及び教職員研修の充実についてです。近年、SNS上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、なりすまし被害に加え、生成AIの急速な普及により、児童生徒を取り巻くインターネット環境は大きく変化をしています。何気ない写真投稿から自宅や行動範囲が特定される事例や、SNS上のトラブルが学校生活に影響を及ぼす事例も見られます。また、生成AIを利用したレポート作成や画像生成など、新たな課題への対応も求められています。こうした中、学校では1人1台端末の活用が進められており、児童生徒だけでなく、教職員においても情報モラルやコンプライアンスに関する知識を継続的に更新していく必要があります。家庭でのスマートフォンやタブレット利用時間が長いことから、保護者とのルールづくりが重要であることは言うまでもありません。しかし、学校が端末を貸与しICT教育を推進している以上、学校としても、体系的な情報モラル教育を継続的に実施していく責任があると考えております。そこで、本市における情報モラル教育及び教職員研修の現状と課題、今後の充実策についてお尋ねいたします。まず、教職員向け情報モラルコンプライアンス研修の実施状況についてを、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。情報モラルは、現行の学習指導要領において、言語能力等と並び学習の基盤となる資質能力である情報活用能力の重要な一端として位置づけられております。これは特定の教科のみで教えるものではなく、学校の教育活動全体を通じ、教科等横断的な視点で育成していくべきものとされております。また、道徳科を要としつつ、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達段階を踏まえた適切な指導を行うことが求められております。昨今、SNS上において、児童生徒による暴力行為等の動画が投稿・拡散されている事案が全国各地で発生して、社会的にも大きな問題となっております。こうした行為は、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得るものであり、断じて許されるものではありません。本市といたしましても、こうした事案が新たな人権侵害を生む危険性を重く受け止め、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、安全安心を第一に考えた教育活動の推進に努めております。今後も、学校・家庭・地域と密接に連携し、高度情報化社会を生き抜くための情報モラル育成に努めてまいります。教職員向けの研修の詳細につきましては、指導課長より御説明させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。本市では情報教育担当者研修会を年4回実施し、教職員向けの研修につきましては、文部科学省の情報モラル教育ポータルサイトの積極的な活用を推奨しております。この研修会では、職員会議等の短時間でも視聴可能な校内研修動画や、授業ですぐに活用できる教材を具体的に紹介し、各担当者が自校の教職員へ周知する体制を整備しております。さらに、専門的な知見を深めたい希望者を対象に、文部科学省主催の情報モラル教育指導者セミナーへの参加や、後日配信されるアーカイブ動画の視聴を推奨し、教職員の情報モラルに関する指導力の向上を図っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 課題については後ほど触れさせていただきますが、教職員向け研修の内容については理解をいたしました。しかし重要なのは、その内容が実際に児童生徒への指導にどのように結びついているかであると考えます。そこで、児童生徒への情報モラル教育における学習内容についてを伺います。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 御質問に答弁させていただきます。本市では、情報モラルを単なる知識としてではなく、自ら考え、適切に判断し、主体的に対応できる力を身につけさせるため、発達段階に応じた継続的な指導を徹底しております。具体的には、SNS等での情報発信が他者に与える影響を理解すること。人権や著作権など他者の権利を尊重すること。インターネット上の犯罪やトラブルの未然防止。正しく安全な情報活用などについて、適切に行動できる力を育むことを目指しております。毎年、夏季休業前に、小学

4年生以上を対象に実施しております家庭におけるルールづくりの取組を、情報モラル教育の入り口として位置づけております。タブレット端末等の通信機器等の適切な利用につきましては、保護者の協力が不可欠であり、家庭と連携したルールづくりを推進しております。その上で、文部科学省の情報モラル学習サイトの積極的な活用が図られるよう周知しております。このサイトは、児童生徒が設問に回答をしながら個別学習を進められる特徴がございます。動画教材と連動した、より深く学べるコンテンツも大変充実しております。発達段階に応じた理解を促し、授業の合間の短時間でも有効活用できるものと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 家庭でのルールづくりを入り口とし、文部科学省の情報モラル学習サイトの活用を進めていることは理解をいたしました。ここで、現状の課題についてをお伺いします。まず教職員についてですが、情報教育担当者が研修を受講し、その内容を各校で周知するとのことでした。しかし、学校規模、担当者の経験によって、周知内容や浸透度に差が生じる可能性はないのでしょうか。また、担当教員に負担が集中することも懸念されます。さらに、教職員、児童・生徒双方に共通する課題として、学習内容をどの程度理解できているかを把握することが挙げられると考えます。情報モラル教育における理解度把握、教員への負担集中、学校間での周知の差について、市としてどのように認識しているのかをお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 御質問に答弁させていただきます。現在、活用している文部科学省の学習サイトは、1人1台の端末からいつでも学習できる利点がある一方、市が一元的に個々の詳細な理解度を把握することが難しい側面もございます。また、特定の教員への負担集中や学校間での周知・指導の格差を防ぐために、今年度は各校に対し、ポータルサイトや学習サイト内の教材活用について、実施状況の共有を依頼しております。今年度の共有内容を踏まえまして、発達段階に応じた有効なコンテンツの整理や提示を行ってまいりたいと考えております。また、次年度以降の担当教員の教材選定の負担軽減を図るとともに、市内全校における指導水準の平準化につきましても努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今の御答弁から、理解度把握や指導内容の平準化、教員負担の軽減が重要なテーマであることは理解をいたしました。一方で、国においては、生成AIやサイバーセキュリティ分野を重要政策として位置づけ、人材育成や教育現場での活用に向けた取組が進められております。また、本市においても、今年度から生成AIを活用した英語学習アプリの導入が始まっており、児童生徒がAIをはじめとするデジタル技術に触れる機会は、今後さらに増えていくものと考えます。生成AIは、学習支援や業務効率化など多くの可能性を持つ一方で、誤情報の拡散、著作権への配慮、個人情報への入力、AIが生成した内容をそのまま利用してしまうことによる学習への影響など、新たな課題も指摘をされております。近年では、SNS上でのなりすましやフェイク画像、生成AIを

利用した不適切な画像作成なども社会問題となっております。技術の進歩は非常に速く、情報モラル教育においても、継続的な内容の更新が求められる時代になっているのではないのでしょうか。これからは、単にＩＣＴ機器を使えるようにするだけではなく、情報を正しく判断し、安全かつ適切に活用する力——いわゆる情報モラルやデジタルリテラシーを身につけることが、ますます重要になると考えております。また、情報モラル教育は、児童生徒だけの課題ではありません。教職員においても、個人情報保護、情報セキュリティ、生成ＡＩの適切な活用など、新しい知識を継続的に学び続けることが求められております。さらに情報モラル教育は、実施したこと自体が目的ではなく、児童生徒や教職員が内容を理解し、実際の行動につなげられることが重要です。その意味では、学習機会の提供だけではなく、理解度確認をしながら進めていくことも必要ではないのでしょうか。だからこそ、学校や担当者による差ではなく、誰もが一定水準の学びを得られる環境づくりが重要であると考えます。そこで、こうした課題への対応策の一つとして、個別学習、理解度確認、学習履歴管理が可能なｅラーニング型教材の活用を提案いたします。

資料をお願いします。

〔１番 長塚美雪君資料を示す〕

○１番（長塚美雪君） 一例として、「事例で学ぶＮｅｔモラル」という教材があります。児童生徒向け教材では、アニメーションを活用した事例学習により、ＳＮＳトラブルや個人情報保護だけでなく、生成ＡＩ、闇バイトなど現代的な課題についても学ぶことができます。また、学習後には確認テストを行うことができ、児童生徒自身だけでなく、教員も理解度を把握することが可能です。自宅からの学習にも対応しており、長期休業中の家庭学習に活用している自治体もあると伺っております。さらに、教職員向け教材も用意されており、短時間で受講できるため、担当教員への負担・集中を抑えながら、全教職員に対して均一な研修を実施することが可能です。また、受講状況や理解度を管理者が確認できる機能も備えております。

先ほど御答弁をいただいた理解度把握、指導内容の平準化、教員負担の軽減といった課題に対し有効な手法の一つであると考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 御質問に答弁させていただきます。議員ご紹介のＮｅｔモラルについては、豊富なアニメーション教材に加え、ＣＢＴ（コンピューター・ベースド・テスト）による理解度確認や、学習履歴の管理機能など、優れた特徴を有しているものと認識しております。本市としては、現段階では、まず先ほど述べましたポータルサイトや学習サイトの活用の充実を図り、各学校での指導内容の平準化と質の向上を図ってまいりたいと思います。その上で、より高度な学習管理システムの導入につきましては、既存のサイトの活用状況や教職員の事務負担、教育効果等を慎重に見極めつつ、今後の研究課題として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君） ｅラーニング型教材の有効性について、教育委員会としても認識されていることが確認できました。また、現在の取組の充実を図りながら、より高度な学

習管理システムについても研究課題として検討していくとの答弁をいただきました。SNSや生成AIなど、子どもたちを取り巻く情報環境は今後も変化をしていきます。児童生徒が被害者にも加害者にもならないために、学校、担当者による差ではなく、誰もが一定水準の情報モラル教育を受けられる環境づくりを期待し、この質問を終わります。

次に、5歳児健診の2段階方式についてです。私は、令和7年12月定例会において、5歳児健診について質問を行いました。また、本年3月の予算審査では、当初予定されていた巡回方式から2段階方式へ変更されたことから、質疑を行いました。その際、保健センターからは、国が示した2段階方式の考え方を踏まえ、本市の強みである児童発達支援システムによる関係機関の連携体制と質の高いスクリーニングを組み合わせることで、精度の高い5歳児健診が実施できるとの考えが示されました。その後、令和8年度の試行実施に向けて具体的な制度設計が進められていることから、改めて内容や今後の方向性について確認をしたいと思います。5歳という時期は、集団生活の中で、子どもの特性や困り事が見え始める重要な時期です。一方で、この時期に適切な支援につなげることで、就学後の困難を軽減し、子どもたちが安心して学校生活を送り、自分らしく成長していくことにつながります。また、保護者にとっても、子どもの特性への理解を深め、必要な支援につながる大切な機会になるものと考えております。5歳児健診は単なる健診ではなく、子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、保護者の不安を軽減しながら、就学後の切れ目のない支援につなげるための重要な取組であると考えております。そのような観点から質問をいたします。

まず、一次スクリーニングに導入予定の「ひろこはWebスクリーニングシステム」の内容についてをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 長塚議員の御質問にお答えいたします。本年度実施する、本市の5歳児健診は、2段階方式を採用いたしますので、1段階目のスクリーニングと2段階目の集団健診で構成します。1段階目の1次スクリーニングでは、「ひろこはWebスクリーニングシステム」を活用します。このシステムは、保護者と保育士がウェブアンケート形式の質問に回答することで、その内容を標準化された評価基準に基づいて解析し、発達等に課題がある可能性のある児童を抽出するものです。データ解析には根拠のある尺度を用いるため、発達課題を迅速かつ正確に把握することが可能であり、また保護者が携帯電話やパソコンを通じて簡便に利用できることから、保護者の負担軽減にもつながるツールです。このように、効果的で信頼性の高いスクリーニング結果を基に2段階目の集団健診を実施することで課題の早期発見を行い、母子保健、医療、福祉、教育の多職種連携によるフォローアップ体制を構築し、継続的な支援につなげてまいります。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 効率的で信頼性の高いスクリーニングシステムであることは理解

をいたしました。では次に、このシステムを活用して本市が何を目指しているのかという観点から、導入目的についてを伺います。巡回方式から２段階方式へ変更する中で、なぜ本システムを採用したのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。このシステムを導入した目的といたしましては、発達障がいの特徴が顕著になりやすい５歳児の時期において、課題を抱える児童を早期に把握し、就学前に適切な支援につなげるツールとなることから、導入することといたしました。具体的には、保護者への分かりやすい結果の提示が可能となり、支援につながるための帳票作成の工夫がされております。個々の状況の「見える化」ができることで、その後の支援を受け入れる心理的なハードルが下がる効果が期待できます。また、支援者用として保育士にも結果が戻ります。内容を保護者と保育士が共有することで、個性を理解し、コミュニケーションを取りながら、その後の保育所、幼稚園での生活がよりよいものになることも期待できます。このようなことから、本システムを導入することといたしました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君） 資料をお願いします。

〔１番 長塚美雪君資料を示す〕

○１番（長塚美雪君） こちらが保護者向けの結果表です。結果が見える化されることで、保護者が子どもの得意なことや苦手なことを客観的に把握でき、気づきや納得感につながるものと感じました。ウェブアンケートに加え、巡回相談に合わせて、保健師が直接児童の様子を確認する取組を既に進められているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。既に児童発達支援システムにおける巡回相談に同席をしながら、時期——今回の対象となるお子さんがどのようなお子さんがいらっしゃるか、保育所としてはどのような体制を取ればいいのかという点で、保育士のほうが巡回いたしまして実施をしております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○１番（長塚美雪君） 決して、アンケートだけではなく、直接、保健師の方がそれぞれのお子さんを見て総合的に——次につなげていくということで安心をいたしました。保護者、保育士そして保健師と、それぞれ異なる立場から子どもの様子を把握することで、より精度の高い１次スクリーニングにつながるものと期待をしております。

一方で、５歳児健診の目的を達成するためには、支援が必要なお子さんを取りこぼさないことが重要であると考えます。今年度は公立保育所及び公立幼稚園での段階的な実施となりますが、保育所等を利用していない児童、市外の施設を利用している児童については、どのように把握し、健診につなげていくのでしょうか。また、同じく取りこぼさないという観点から、予算審査において、アンケートに回答しない保護者への対応について質疑を行いました。その際には、電話等で状況を確認し、回答しない背景に困り事がある可能性も踏まえて対応していくとの答弁がありました。アンケート未回答者に対しては、どのよ

うな流れで状況確認を行って支援につなげていくのかを、改めて伺います。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。5歳児健診は、対象児の発育発達や健康状態のみならず、生活習慣や家族関係等を把握し、必要な保健指導を行い、支援が必要な方には支援につなげるために実施するものであり、保育所に通われていないお子さんや市外の保育所に通所されているお子さん、さらにウェブアンケート調査の未回答者についても、健診から漏れることのないよう、しっかりとした対応を取る必要があります。

まず、保育所等に通われていないお子さんや、市外の保育所等に通所しているお子さんについては、保健センターを会場とした集団健診による受診日を設け、受診勧奨を行っていきます。また、ウェブアンケート調査未回答の保護者につきましては、受診勧奨として、担当保育士を通じて回答を促していただく予定ではありますが、それでも回答が得られない場合には、保健センターより連絡をさせていただき、回答しない背景をお聞きして、ケース・バイ・ケースの対応をしていきたいと考えています。任意での健診ではありますが、回答しない背景には重要なポイントがあると捉えているため、その点を把握した上で、次の健診である就学時健診の主管課となる教育委員会に引継ぎを行い、その後も連携してまいりたいと思います。アンケート調査の回答率を高めるためには、5歳児健診の目的や意義を十分に理解していただくことが重要になりますので、市の広報、ホームページ、SNS、さらに保護者へ配信するC o D M O N（コドモン）を活用した5歳児健診の周知を図るほか、他の乳幼児健診などの際に、保護者への啓発活動を積極的に行っていきたいと思っています。この健診から漏れるお子さんが1人もいないよう、万全の体制を整備し、対象となる全てのお子さんが公平に健診を受けられるよう努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） アンケート未回答者についても、背景を確認しながら対応していく、そして未回答そのものを一つのサインとして捉え、教育委員会とも連携をしながら対応していくという点は、大変重要であると感じております。一方で、1次スクリーニングによって把握されたお子さんを、その後どのように支援につなげていくのが、5歳児健診の大きなポイントであると考えます。そこで、2次健診の実施内容と、支援につなげるためのフォロー体制について伺います。まず、実施内容についてをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。1段階目の1次スクリーニングにおいて確認が必要とされたお子さんを対象に、2次健診を行います。また、2次健診の対象とならなかったお子さんについても、保護者の方の御希望があれば受診していただける仕組みを設けます。2次健診では、まず身体計測を行い、お子さんの成長状況を確認します。医師による診察を通じて、健康面や発達面における個別の課題を把握します。また、小集団による行動観察を実施し、お子さんの社会性やコミュニケーションの力を観察します。行動観察においては保護者の方にも同席していただき、お子さんの成長を——お子さんの様子を一緒に見守りながら、さらに成長し伸びていくための方法をともに考える

場としていきます。保健師からは、発達の課題や生活習慣、育児環境等についての保健相談・保健指導を行い、お子さんの成長を促進するための具体的なアドバイスを提供します。必要に応じて心理士、作業療法士、特別支援教育相談員の専門相談の機会も設けます。このように2次健診では、お子さんの成長と発達及び環境面などを多角的にサポートすることを目的とした包括的な健診を実施いたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今の御答弁にはなかったんですが、事前に伺った内容ですと、2次健診においては、保健師の方が一人一人のお子さんと保護者に寄り添い、健診の開始から終了まで継続して関わる体制を想定しているとのことでした。その認識でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えします。5歳児健診では、保護者の方に寄り添って伴走していくというところがとても重要なことだと思いますので、健診の開始から最後まで、お母さんの気持ちを確認しつつ、確実につなげる体制を取っていくようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 大変安心をいたしました。次に、支援につなげるためのフォロー体制についてをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。2次健診において支援が必要と判断されたお子さんについては、保護者と保健師が相談して、今後の支援計画であるサポートプランを作成します。このプランは、教育委員会指導課で準備している「みどりのファイル」に記録し、保護者へお渡しします。この「みどりのファイル」は、お子さんの課題や相談歴を一貫して把握できるツールであり、就学に向けて、切れ目のない支援を提供するための重要な役割を果たします。このファイルを通じて就学後も教育委員会指導課との連携を維持し、必要な支援が継続して提供される体制を整えています。教育委員会指導課との連携は、5歳児健診の目的を果たす上で非常に重要になりますので、お子さんの就学に向けてスムーズな移行ができるよう、緊密に連携をしながら、支援の継続を確保してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 作成されるサポートプラン「みどりのファイル」は、その後の支援につなげていくための重要なツールになるものと考えております。そこで、教育委員会との連携についてを伺います。答弁では、「みどりのファイル」の活用や教育委員会との連携が示されましたが、保健センターで把握した内容を就学後の学校生活でどのようにつないでいくのかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。5歳児健診で発達の評価をするということは、得意なこと苦手なことを皆で知り、身近な場所で切れ目のないサポート

を受け、家族を支え、将来的には、お子さん自身の生きづらさを軽くする意味があります。まず、就学前の段階で、お子さんに応じた今できる支援に確実につなげ、教育委員会指導課と連携して、お子さん及び教育現場が困ることのないよう調整を行っていきたいと考えています。5歳児健診における支援の継続性を確保するためには、関係機関間での情報連携と調整が重要になります。5歳児健診においては、保健センター、こども相談課、教育委員会指導課、こども発達センター、保育所の構成メンバーによる5歳児健診連携会議を立ち上げておりますので、この機能を活用しながら継続的なフォローアップを行ってまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では次に、教育委員会として、就学前後の学校生活でどのようにつないでいくのかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。これまで教育委員会といたしましても、年中児の段階から、就学相談説明会の開催、保護者からの相談に応じた就学相談の実施など、特別な支援が必要な子どもたちが適切な環境で安心して学校生活が送れるよう、早期支援に努めてまいりました。5歳児健診は、子どもの発達や特性をより早期に把握し必要な支援につなげる、重要な機会であると認識しております。指導課では、この健診において、専門の相談員が子どもたちの様子を観察するとともに、就学に向けた相談コーナーを設置、また就学相談説明会の案内を行うことで、早期の支援や相談につなげております。また、先ほどございました保健センターで作成されるサポートプランについては、保護者の同意の下、「みどりのファイル」に記録し、関係機関と情報共有を図ることで、就学前後の切れ目ない支援につなげてまいります。さらに、5歳児健診連携会議において関係機関と連携しながら、支援が必要なお子さまの状況を共有し、就学先の検討や入学後の支援体制の準備を進めてまいります。教育委員会といたしましても、5歳児健診を通して得られた情報を保護者や関係機関と丁寧に連携し、子どもたちが安心して学校生活をスタートできるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） これまで年長児になってから把握して支援に当たっていたものが、5歳児健診によって、より早い段階から支援につなげられるということで理解をしました。教育現場の専門的な視点を生かしながら、一人一人の子どもに寄り添った支援をよろしくお願いいたします。こうした支援を継続し、5歳児健診の目的を十分に果たしていくためには、安定した運営体制の確保が重要であると考えております。5歳児健診を継続的かつ効果的に実施するための運営体制についてを伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、香取美弥さん。

〔こども部長 香取美弥君登壇〕

○こども部長（香取美弥君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。5歳児健診を継続的かつ効果的に実施するためには、関係機関が連携し、子どもたちの発達状況や家庭のニーズに対して総合的に対応する体制が不可欠であると考えております。本市では、発達に支援が必要な児童とその家族への支援の機能として、関係各部を横断して支援体制の在り方を検討する取手市児童発達支援システム連携協議会を設置しておりまして、児童の発達に係る支援の内容の充実を図っております。この連携協議会では、関係する各課の担当で構成する検討部会において、児童発達支援に係る課題に対して、具体的な取組に向けた協議を行っております。5歳児健診におきましても、令和6年度の後半から保健センターや教育委員会の指導課、そして当時の子育て支援課、こども発達センターなどの担当者による検討会を開催してまいりました。こども部としまして、5歳児健診では特にこども発達センターや保育所の役割が重要になってまいります。今後もこども部として、子どもに関連する庁内横断的な事業や課題に対しまして、引き続き進捗状況や課題の共有などを連携し、子どもを真ん中に、子ども一人一人のサポートに向けた体制づくりを強化してまいりたいと思っております。

〔こども部長 香取美弥君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） ただいまのこども部長の補足答弁をさせていただきます。長塚議員におかれましては、5歳児健診の進捗状況や課題について御着目いただき、多角的な視点からの御提言をいただいております。特に、保健センター職員との話合いにおいて、継続的かつ効果的に実施するための運営体制についての御心配を示され、本市における健診の質を高めるための様々な示唆を賜っております。これを受けまして本市では、医療・保健・福祉・教育分野の多職種が連携する5歳児健診連携会議を立ち上げさせていただきました。この機能において、5歳児健診を円滑に実施するための方法の協議や、支援が必要な児の支援方針の協議など、機能とお子さんの個別対応について調整してまいります。また、5歳児健診においては保育士が重要な役割を占めるため、健診の目的やスクリーニングシステムについてなどの研修の機会を設けることで、市全体としての5歳児健診の質の向上に努めてまいります。この5歳児健診連携会議の機能を最大限に活用し、質の高い支援を提供できるよう、令和9年度以降の段階的な拡大に向けた基盤整備に努めながら、令和10年度の市内全対象児での実施を目指し、地域全体で児童の発達支援を推進する体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今の御答弁の中では、「質」という言葉が何度も出てきました。こういった質を維持していくためには、医師や保健師をはじめとする専門職の皆様の役割がますます重要になってきます。専門職の確保や人員体制の充実については、令和10年度の全対象児の実施も見据え、どのように考えているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。長塚議員ご指摘のとおり、令和9年度から段階的に5歳児健診を拡大していく上で、医師や保健師等の専門職の確保

は、運営の柱となる重要な課題だと認識しております。まず、医師の確保につきましては、取手市医師会並びに地域の医療機関との連携を強化し、健診業務への協力依頼をするとともに、健診業務の内容やスケジュール等を柔軟に調整することで、医師が参加しやすい体制を整えてまいりたいと考えます。また、保健師等の確保につきましては、現在、新たな保健師の確保に向けて政策推進課及び人事課と連携を図りながら、組織全体の中での人員配置や採用計画について協議を行っているところでございます。引き続き、必要な医療資源の確保について関係部門と密接に連携しながら、5歳児健診の円滑な実施に向けた体制づくりを進めてまいります。これらの取組を通じまして、令和10年度の全対象児への健診拡大を着実に進め、子どもたちとその家庭に対して、必要な支援を提供できる運営体制の構築を図ってまいりたいと考えます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 少し前の読売新聞のオンライン版で、5歳児健診について記載がありました。やはり、どの自治体も人員の確保というところがすごく課題になっておりまして、山口県のある市では、行いたいけれども、医師の人繰りがつかず、いつ始められるか分からない。福岡市では、実施のめどが立っていないという記載があります。今年度から始まる取手市は、こういった課題克服に向けて積極的に取り組まれているということが、よく分かりました。そして、人員確保については、政策推進課及び人事課と連携を図りながら進めていくとの御答弁でしたので、政策推進部長、総務部長、よろしくお願いします。

私は、5歳児健診は、子どもたちの困り事や支援の必要性を早期に発見し、保護者とともに適切な支援につなげる、非常に意義のある取組であると考えております。子どもたちの発達上の課題だけでなく、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、保健・福祉・教育が連携して、就学後まで切れ目なく支援をつないでいく重要な施策でもあります。子どもたちが安心して学校生活を送り、自分らしく成長し、将来の自立につながる環境を整えていくためにも、ぜひ教育委員会をはじめとする関係機関との連携をさらに深めるとともに、この事業を支える保健師、専門職の確保、運営体制の充実にも力を入れていただくことを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で長塚美雪さんの質問を終わります。

13時10分まで休憩いたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 染谷和博でございます。午後のひとときということで、皆さん、ちょっと眠いでしょうけども、お付き合いいただきたいと思います。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。合理的配慮への積極的な取組についてです。電動車椅子の充電スポット設置について。先日、電動車椅子のユーザーの方とお話しする機会がありました。そのときに、1充電での移動距離についての話題になり、その方は、

「外出の際は常に移動距離を計算しているが、今までに何度か充電が切れた」ということをおっしゃっていました。「そのときはどうしたのか」と尋ねると、「公共施設に行けば断られないはずなのでお願いしている」そうです。私も公共施設は断ることはないと思いますが、かなり不便であることは間違いないと思います。そこで調べると、東京都日野市では、障がい者への差別解消に向けた取組として緊急充電スポットを設置しています。電動車椅子などの補装具を使用している方は、緊急充電スポットとして、交流センター・図書館などの公共施設——ただし、職員が常駐している施設に限りますが、利用できます。家庭用電源のコンセントのみの使用となり、ケーブルやアダプターなど自分で用意する必要があります。公明党のみねぎし弘行議員が、電動車椅子充電スポットを公的施設に設置してほしいとの要望を受け、実現いたしました。また、自身が所属する高幡不動参道商店会でも充電サービスを実施しております。

ここで移動させていただきます。

〔19 番 染谷和博君質問席に移動し資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） 切替えをお願いします。入り口にこのような——ポスターとまではいかない、小さなシールみたいのを貼っておりまして、これがある施設では充電できるということです。電動車椅子の充電スポットの設置について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 染谷議員の御質問にお答えいたします。市では、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、合理的配慮の提供を推進しております。障がいのある方々の社会参加を推進するためには、電動車椅子を利用して、自由かつ安心して外出できる環境が不可欠であると考えております。一方で、電動車椅子を利用される方々にとって、外出先におけるバッテリー残量への不安は、積極的な移動や社会参加を拒む要因の一つであると認識しております。御指摘の充電スポットの設置は、電動車椅子利用者の安心感を高め、外出を促進する上で重要なハード面の配慮であると考えております。現在、市の公共施設では、利用者からの求めに応じ、既存のコンセントを活用した緊急的な充電対応を行うことは可能であると考えております。しかしながら、現状の対応の把握、明確な運用ルール策定に至っていないのが現状であります。市といたしましては、まず現在の利用環境やニーズの把握に努め、適切な環境整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。ほぼ予算もかからないような事業ですので、ぜひともやっていただきたいなというふうに思っております。最近なんですけども、やはり電動車椅子で移動されてる方をよく見かけるようになりました。以前よりは多いのかなという印象もありまして。私の話した方は、100 キロぐらいの移動をしたことがある

と、そのときは前もって、何キロ走るからここで充電、ここで充電というのをやりながら行ったんだって。そしたら途中で台風が来て大変な思いをしたと言っておりましたけども、是非とも積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に参ります。同性パートナー災害弔慰金の支給についてです。災害弔慰金支給のために必要なパートナーシップ制度制定についてです。災害弔慰金は、災害弔慰金の支援等に関する法律に基づく国の制度です。これまでは、配偶者や事実婚の異性パートナーは対象に含まれる一方で、同性パートナーは名分上、含まれない扱いが続いてきましたが、最高裁が、「同性パートナーも支給対象になりうる」とする判決を出したことを受け、政府は、災害で亡くなった人の遺族に最大 500 万円が出る災害弔慰金の支給法など、9つの法令で同性パートナーも対象に含まれうるとの解釈を取りまとめました。内閣府によると、自然災害の被害者の配偶者らに支給される災害弔慰金は、これまで同性パートナーを対象として認めていませんでした。内閣府は、法令の解釈変更について自治体に通知しました。ただ、過去に起きた災害の遺族には遡って適用されないということです。国の解釈変更前から先進的に同性パートナーへの災害弔慰金を制度化した自治体もあります。政府はこれまでに、DV防止法、借地借家法、児童虐待防止法、公営住宅法などについても同性パートナーも含まれうるとしており、今回の災害弔慰金支給法などを合わせると、計 33 法令となります。

切替えをお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） こちらが自治体の具体的な動きということになっております。世田谷区・中野区・千葉市・品川区・埼玉県——やはりこれは同性パートナーシップ宣誓などがやられてる都市ですね。そして次、証明・要件のポイントですね。関係の証明をしなきゃいけません、こういうときは。パートナーシップ宣誓証明書、公正証書、同居実態など、こういうのをを用いる自治体が多いそうですけども、パートナーシップ宣誓証明書があれば、非常にこれは手続的にも楽なのかなということです。その下に、国の通知として、同性パートナーも含みうるとの解釈を自治体に通知してる、ということです。そして、実務上の確認ステップですね。パートナー扱い——やはりここもパートナーシップ宣誓などが非常に有効となっております。そしてこれ、共同通信社が実施した調査です。87 の都道府県、県庁所在地及び中核市の動向を調べました。その表があったんですけど、そのまま使うと怒られるんで A I 君につくってもらいました。こうなっております。検討を進める 50 市区の動向ということです。政府の事務連絡により、法令上の遺族に準ずる取扱いが可能であるとの解釈が示されたことで、多くの自治体が制度適用の根拠を得たと判断しております。そして、検討が進んでいない自治体とかも、やはりあります。遅れている理由ですね、他の行政サービスの取扱いとの整合性、パートナーシップ制度の有無、内部での合意形成に時間を要している、ということです。そして、主な自治体の対応の状況まとめということです。先行実施として 4 市がありまして、これは政府見解前から独自の判断で実施していた。検討中が 59、未検討 24——現行のルールのままいきますよと。「予定なし」というところもあります。パートナーシップ制度の導入自治体の推移です。2017

年から始まりまして、当時は6自治体、それが2025年では530自治体になっておりまして、人数も交付件数も、96から9,836組というふうになっております。災害弔慰金支給のために必要なパートナーシップ制度の制定について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 染谷議員の御質問に答弁いたします。パートナーシップ制度の制定につきましては、現在、市独自の制度はございませんが、茨城県の制度が本市を含む県内全域をカバーする仕組みであり、少しずつではございますが、制度の活用が広がりを見せていることを確認してございます。一方で、令和7年度に実施いたしました男女共同参画市民意識調査では、県制度の認知度は7.8%という低い水準にとどまっていることが分かりました。このような状況から、まずは県制度のさらなる周知徹底を行うとともに、他自治体の制度の運用状況や課題について整理し、取手市に暮らす全ての皆様が、さらに利用しやすくなるような市独自の制度について、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） これから検討するということなんですけど。私、今までもこの同じ一般質問をしたことあるんですけども、その際は検討されてなかったということでよろしいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。令和4年に染谷議員のほうから御質問いただきましたときからの進捗状況につきましては、県のほうの制度でオンライン申請が可能となりましたり、それから近隣自治体の導入状況、それから、市民の方からの御質問とかお問合せに関しまして整理を続けまして、注視をしていたという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 結構年数経ってるような気がしますけども——結構取手市がいつも言われるのは、国の法律があるからいい、県の条例があるからいい、というようなことを言われておりますけども、それでは、これやらない理由、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。やはり、県のほうの制度をまずは周知させていただきたいというところがありまして、そのあとで取手市の制度として、県の制度にはない部分ですとか、あとは利便性というところ——県の制度ですと、事前に住民票ですとか戸籍謄本を一度取手市のほうで取得してから申請をしていただくということがございますので、その辺の課題の整理もございまして、で、進めていきたいという気持ちはあるんですけども、なかなかまだ進んでいなかったという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 先ほどから「県の制度の周知」と言っておりますが、どのように周知するんですか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。周知につきましては、今までも取手市のホームページですとか、チラシの設置のほうはしておりましたけれども、そのほか、男女共同参画情報紙「風」というものがございまして、そちらに取り上げることが考えられます。こちらは編集会議がございまして、市民の関心の高い話題を編集協力員の皆様と協議の上、決定してまいります。そのほか、高校生向けのレッツトライ高校生講座というものがございしますが、将来の人生選択にも影響を与えるテーマでありますので、10代のうちに制度について知ってもらうことで、多様性についての意識を早期に育むことができると考えております。こういったところでの周知を考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） どのように周知するというのは分かりましたが、なかなかそれだと周知が進まないと思うんですよね。そうすると制度ができないということになるんですが、制度をつくるための周知じゃなくて、何か、一応アリバイづくりみたいな形でやってみるよう見えちゃうんですけども、もうちょっと積極的に進めていく方法はないんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、立野啓司君。

○総務部長（立野啓司君） お答えいたします。御指摘、ごもっともであると思っております。そんな中で令和8年度でございしますが、第5次取手市男女共同参画計画の策定年でございます。現在策定中の計画案には、第4次計画に引き続き、人権尊重意識の啓発を施策の方向性の一つに位置づけてございますので、この中の取組として制度の制定や周知についてもできるものと考えてございます。また、制度制定の際には、市の男女共同参画施策の重要事項を審議するための機関であります取手市男女共同参画審議会におきましても、議題として、委員の皆様からの御意見を吸い上げながら行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひとも、早く進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に移ります。次に法定養育費制度についてです。新たな制度の下、市の関与（ワンストップ総合支援）について。法定養育費制度は、子どもの生活を支える暫定的な安全網です。離婚後の養育費の不払いが多く見られる現状は看過できません。子どもの不利益を解消するための新たな制度を通じ、健やかな成長を支えるための制度です。法務省は法定養育費を4月から導入しました。離婚時に養育費の取決めをしていなくても、同居親が別居親に一定額を請求できる制度です。養育費は、子どもの生活や教育を支える資金であるだけでなく、離れて暮らす親からの継続的な支援が精神的な支えの役割も果たします。子どもに親子の絆や愛情を実感させ、自己肯定感を育む効果もあると言われております。しかし、厚生労働省の2021年調査によれば、養育費を受け取っている母子世帯は28.1%

で、父子世帯で8.7%にとどまっています。そもそも養育費の取決めがない世帯が大半で、背景には相手との接触拒否やDVを受けて話し合いが困難といったケースが指摘されています。不払いの問題は、母子世帯の半数近くが貧困状態にある一因ともなっており、受け取りを公的に保障する仕組みは欠かせません。

養育費に関する自治体の関与の仕方は、手続案内、民間窓口へのつなぎ役から、法改正に合わせたワンストップ総合支援へと大きく強化、シフトしています。国が新しいルールをつくったのに対し、それを市民にスムーズに伝えるよう、最前線でサポートするのが自治体の役割です。具体的には新制度、法定養育費先取特権の利用サポートを、これまでは、公正証書がないと何も支援できないという自治体が主流でしたが、法改正後は、私的な合意文書でも差押えが可能になったため、相談の対応の幅を広げています。

次に、法定養育費の手続の案内。取り決めをせず離婚してしまった人に対し、暫定的に月2万円を請求差押えするための具体的なサポートができます。民間保証会社への契約保障、民法が変わって差押えがしやすくなったとはいえ、個人で裁判所へ申し立てるには手間がかかります。そのため、自治体による養育費保証契約の初期費用、最大5万円などの補助金制度に引き続き重要な関与として実施されています。ワンストップの相談窓口の設置、2026年の法改正では、養育費だけでなく、共同親権や親子交流のルールも同時に変わりました。これらが複雑に絡み合うため、自治体の福祉窓口が総合的なワンストップ相談窓口として機能しています。自治体独自の弁護士無料相談の回数を増やしたり、離婚後のもめごとを避けるため、親子交流の取組をする支援などしております。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） ここで切替えていただきまして、共同親権ということが非常にニュースなんかにも出ておりましたので、これを知ってる方は大変多いと思います。今までの単独親権から共同親権というのができるようになったということですね。そしてこれです。法定養育費の創設については、2026年4月以降の離婚でできる。子1人2万円の――が請求できるですね。従来は、離婚時に取決めがない場合は、合意できるまで養育費が請求できませんでした。それが2026年の4月からは、離婚時に取決めがなくても子ども1人当たり月2万を請求可能ということになっております。2026年以降の養育費について、不払いのときの差押えというのがすごくしやすくなったということになっております。これをしっかり支援していくというのが、自治体の役割なんではないかと思っております。

そして、導入の背景です。養育費未払い・不払いが多く、独り親世帯が貧困になってる。ここで驚くのは、養育費の取決めの受給状況、「養育費に関して取決めをしていない」51.2%と――半分以上はしてないんですね。で、46.7%が「取決めをしている」ということです。そして、その受取状況ですね、受給している状況。56.9%が「養育費を受けたことがない」――もう6割近い人が受けてない。14.2%が「養育費を受けたことがある」。「現在も養育費を受けている」というのは28.1%ということで、非常に養育費の不払いが続いております。シングルマザーの年収構成の割合ということで――ここでちょっと驚きますが、「100万円未満」というのが19.7%いらっしゃいます。「100万円から

200万円」が27.7%、「200万円から300万円」が24.2%、「300万円から400万円」が13.3%ということで、押しなべて低い状況にあります。相対的貧困率が日本全体で15.4%ですが、独り親世帯では44.5%になっているということになっております。

そこで、新たな制度の下での市の関与（ワンストップの総合支援）についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、香取美弥さん。

〔こども部長 香取美弥君登壇〕

○こども部長（香取美弥君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。議員ご紹介のとおり、令和8年4月の民法改正によりまして、養育費の取決めがなされていない場合であっても、子ども1人当たり2万円を請求できるようになりました。この民法改正については、市のホームページにおいても御案内をさせていただいているところです。また、市のホームページからの問合せやお電話での問合せがあった場合には、担当の職員が制度の内容や手続について説明することとなります。また、離婚や教育費について、窓口でより具体的な相談または専門的な知識を要する相談の場合には、必要に応じて、こども家庭庁の委託事業である、養育費・親子交流相談支援センターや茨城県母子寡婦福祉連合会、また茨城司法書士会による離婚後の養育費について相談できる無料電話相談などの専門的な知識を有する相談機関を御紹介しているところです。また昨年度は、市としても新たに養育費・親子交流に関する個別相談会を開催し、養育費や親子交流について悩みのある方の相談機会を設けたところです。参加者からは、「家庭裁判所の利用方法など参考になった」「養育費や親権について、とても参考になった」などのお声も頂戴していることから、今年度も同様の取組を実施する予定でおります。離婚された後は、こうした養育費をはじめ、子育てに関することや経済的な御事情、各種手続についてなど、生活の変化による様々な不安やストレスがあるかと思います。養育費と親子交流は、子どもの健やかな成長を支える、いわば車の両輪と言えるものです。行政との接点として初期の段階で関わりを持つ児童扶養手当の手続などの機会を通じて、こうした方々からの個別の悩みに寄り添い、相談しやすい環境づくりを進めております。以上です。

〔こども部長 香取美弥君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 私、なぜこの質問したかといいますと、私のすごく親しい方が、やはり離婚後、養育費を取り決めたけども、一度も受け取ってないんですね。もう子どもはとくに成人しましたけども。そうなりますと、その子は父親と——恐らく会ったことがない。——一度もですよ、そういう形です。この間、その父親のほうの家から連絡が来たそうです。父親が亡くなりました。それで何言うかと思ったら、「相続放棄してください」というふうに言われたそうで。私は、「君、それもらってないんだから、放棄しなくてもいいんじゃないの」と言ったけども、「関わりたくないから放棄します」と言って放棄したんですね。本当——親子関係が全くない、本当にこれ、両方にとって不幸だと思います。これ、しっかり養育費払ってれば、こんな形にはならなかったんじゃないかなと。

その方、私も相手の方も知ってるんですけども、お金のある方なんで、何で払わなかったのかななんて不思議な気はいたしますけども、そういうことも避けるために必要なというふうに思っております。現状、相談に来た場合に、どのような対応になってるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。こども政策課におきましては、独り親の方の児童扶養手当、こちらを所管しておりますので、御離婚に関連しまして様々な御相談を頂戴しているというところでもございます。そうしたときに関連して御相談いただければ、窓口で担当職員がその場でお答えするですとか、先ほど部長からもございましたように、養育費に関するセンターを御案内する、また無料の法律相談を紹介するということがございますし、また先ほどワンストップというようにお話もございました。こども部のカウンターに一旦お座りいただきますと、私ども、こども政策課の職員だけではなくて、より深い御相談になりますと、隣のこども相談課から職員が参りまして、お座りになられたまま、職員が代わる代わる御相談に乗ったりということもしております。とにかく、御質問いただきましたら、答えられる範囲で答え、それで分からないこと、より専門的なことは、より専門的なところにつなげていくということを行っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 寄り添っていただいているということですけども、そうは言っても、なかなか手続とかいろいろ難しいものがあって、母子家庭のお母さん、非常に忙しく働いてるんじゃないかなというふうに想像できます。そうすると、なかなか——その手続が大変だとそのままにしてしまうというようなこともあると思うんですが。現実、書類を書いたりいろいろあると思います。そういうお手伝いというのは、なさってるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。実際に書類まで、どう書きますかというところで書いているという事案は、今のところはございませんけれども。今回、令和4年【「令和4年」を「令和8年」に発言訂正】の4月、民法改正ございまして、裁判所の手続もワンストップということで大きく変わってまいりました。これまで、複数回、養育費を請求する強制執行手続に至るまでも、何回か手続をやらなければならないというところが、今回、裁判所でもワンストップということになっております。裁判所のほうでも、やはりそういうハードルが高いということを承知しているのか、分かりやすい動画を作成したり、そういった差押え手続のためにはどういう書類が必要なのかということで、様式を整備したり、また自分が——御離婚の場合、様々なパターンございまして、養育費の取決めをしている場合、議員おっしゃられるようにそういった取決めもない場合、自分がどういったパターンに当たるのか、そういったことが分かるようなフローチャートも用意しつつ、なるべく自力でもある程度分かるようにということも配慮がなされているなどというところは、ホームページを見て感じたところです。そういったところも含めまして、窓口で丁寧にお話を伺いながら、様々な機関につなげていきたいというふうに考えており

ます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 4月に始まったばかりの制度ですので、まだまだ当事者の方も知らなかったりする場合もあると思うんですけども、4月以降に、離婚されたというような御相談はあったでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。——その前に、すみません。私、先ほど「令和8年4月の民法改正」のところ、「令和4年」と言ってしまったようなので、訂正をさせていただきます。

お答えいたします。窓口での令和8年以降の御相談というところなんですけれども、民法改正があったから、これはどうなるんでしょうという御相談は、今のところはございません。ただ、日常的に児童扶養手当等も受けておりますので、御離婚の方の御相談というのは、窓口ではお受けしているというような状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 恐らく、これから相談が増えていくのかなというふうな気がいたしますので、ぜひとも、その相談のシステムをつくっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移ります。養育費の保証支援についてです。自治体による養育費の保証とは、養育費の支払いが滞った場合に、養育費を支払うべき人に代わって養育費の支払いをしてもらえるサービスのうち、自治体が実施するものです。養育費の確保において、先進自治体と呼ばれる地域は、一般的な初期費用の補助最大5万円にとどまらず、自治体が自らリスクを取って独自の直接立替えや包括的な「全戸保証」「養育費保証」を行うなど、一歩踏み込んだセーフティーネットを構築しています。養育支援の先進自治体として全国的に最も有名なものが、明石市です。元配偶者からの支払いが途絶えた際、民間会社を挟まずに、市が直接養育費を立て替えて、受取人に支給します。立て替えたお金は、市が義務者——元配偶者に対して、直接督促・回収を行います。取決め書類の作成支援、不払い時の差押えサポート、面会交流のコーディネートまで、子どもを中心に据えた仕組みを日本で初めて体系化しました。ワンストップのトータルケアを行っております。

ここで、資料のほう見ていただきます。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） ここですね、父母間での養育費の取決めについて。「ない」と言えば、下の「いいえ」で右側の一番下の法定養育費について2万円ということになります。その上のほうに行くと、調停調書・公正証書などがあるよということ、また違う方向に進んでいけるというようなことがございます。支払いがない場合——大体、母子家庭の方が多いと思うんですけども、大変苦労されてるということで。そこで、養育費の保証支援についてですが、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。日本の養育費の支払い率が諸外国と比べても低く、これが母子世帯の貧困率を押し上げる一因となっていることが指摘されております。厚生労働省の全国1人当たり独り親世帯等調査によりまして、こちら議員からも御紹介いただきましたけれども、やはり取決めをしている割合が独り親世帯の約半数というところが出ております。こうした方々が実際に養育費の手續に踏み出せない理由も様々でございまして、一部には手續にかかる費用がネックになっているということも想定されます。こうした不安要素を和らげるため、受け取れていない養育費の立替支援事業等も明石市等で始まっていると、先進自治体でやっているということも承知をしております。他方で、養育費を受け取っていない理由といたしましては、相手に支払い能力がない、支払う意思がないといった理由のほか、そもそも相手と関わり合いたくないといった理由もあるということも承知しております。市といたしましては、まずは窓口の相談を軸といたしまして、養育費・親子交流相談支援センターや市の無料法律相談を紹介するなどして、養育費を適切に受けられるよう支援していきたいと考えております。その上で、先行自治体での取組の成果や効果等を参考に調査研究を進めつつ、今回の民法改正に伴い、養育費をはじめとした夫婦間の取決めの必要性などについて、丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えております。今回の民法改正は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として見直されたものと承知しておりますが、様々な課題を抱える独り親の方に寄り添い、ケース・バイ・ケースで対応できる相談対応力を高めることで、こどもまんなか社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今言った明石市の制度なんですけども、これ非常に当事者の方にとっては安心できる制度なのかなというふうに思ってるんですね。ここで先ほど言いました、自治体が自らリスクを取ってこれをやってるという背景は、大変あると思います。こういうことを取手市がちょっとやっていただければと思うんですけども、やる際の、非常に問題となる点というのはどんなことでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。染谷議員に御紹介いただきました明石市の事例ですが、確かに効果はある事業であるということと同時に、染谷議員もおっしゃるように、やはりリスクもあるというところがやはり課題になるかなと思っておりまして、なかなか立て替えるというところが難しいところがございまして、もともと払っていただけないという方なんで、市が仮に立て替えたとしても、その方からでは回収できるのか、見込みがあるのかといった場合に、やはりなかなか難しいのではないかとということが一般的には想定されるというところがございまして、その辺りが課題になるのかなというふうには考えております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 確かに、取るのは――取るというか、取り立てるのは非常に難しいかなというふうに思いますけども、何とか母子家庭の皆さんを助けていけるようなことを考えていただきたいなというふうに思っておりますので、今後検討していただ

ければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。思ったより早く来ちゃいましたんで、都市整備部の皆さん、よろしくお願いいたします。昨日ですけども、金澤議員のほうからかなり詳しく御説明いただいております。今回、なかなか——何回目になるかな。もう本会議でも数回質問しております。委員会も含めるとかなりの質問をしてるんですけども、何か質問して、普通だったらだんだん進んでいくんですけど、質問して戻ったりとか、なかなか前に進んでいってないという印象があって、何でこんなに毎回同じことばかり聞いているんだろうみたいな気がしているんですけども、今回いろいろございましたけども、まずは現在の進捗状況について伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。桑原地区は、様々に事業の実施に向けて進めてきたところでございますけれども、平成29年度からイオンモール・イオンタウンの共同事業体が事業協力者として選定されてから、令和元年には準備組合が設立され、いろいろと進めてきたところでございます。準備組合におきましては事業計画案の作成に向けた基本設計を実施をいたしまして、令和4年度には交差点協議を完了いたし、そして、令和6年度には、市街化区域編入に向けた農林協議の事前調整を完了してまいりました。その後、都市計画——都市計画の手続に向けて準備を進めていく中で、令和7年度におきまして、事業協力者のほうから準備組合に対しまして、物価高騰をはじめとする社会経済情勢の変化を受け、業務代行方式の導入と土地利用範囲の変更について、新たな提案があったところでございます。この提案を慎重に検討しました結果、準備組合におきましては、事業の新たな推進体制を構築する必要があると判断をいたしまして、業務代行方式に切替えて、民間事業者に対してヒアリング調査を実施してきたところでございます。そしてこのたび、5月23日の準備組合の総会におきまして、この業務代行優先交渉権者の公募について承認をいただきまして、先般、公募を開始したところでございます。市としましても、引き続き、準備組合のほうに寄り添いながら、本事業が着実に進展するように、今後も適切に支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今、イオンモール・イオンタウン共同事業体のほうから、新たな提案がありましたということをございました。新たな提案というよりも、うちはちょっとやりませんよということのような感じがするんですけど、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） 染谷議員の御質問にお答えさせていただきます。イオンモール・イオンタウン共同事業体が新たに提案がされたということでございます。決し

てその出店を取りやめるというような提案ではなくて、土地利用の範囲を南側の大街区にしたいと言ったことが提案されたということでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 事業協力者はもうできませんよ、ということの提案ですよ。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。事業協力者としてということは今まで——取手市と準備組合と今までのイオンのほうが三者で覚書を結んで事業協力者として選定されておりました。結果的に、展開する意向はお持ちという話は聞いてございますけれども、できませんよということに結果的につながっているというものでございまして、先般、解約をいたしたというところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 市のほうの認識としましては、事業協力者はいないけども、自分たちのほうでは出店の意思もありますよと。そこに業務代行をやっていただければということですかね。よろしいですか。

〔都市整備部長 浅野和生君うなづく〕

○19 番（染谷和博君） そうしますと、私、去年の令和 7 年 12 月の 11 日にかな、業務代行についてお聞きしております。そのときに令和 8 年の 1 月半ばには業務代行者を決めたいというふうに言われてたんですけども、それがこのように業務代行予定者というか、何か優先交渉権者の公募になったということは、これは随分ちょっと、当初時点より下がってきちゃった感じがするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。そうですね、令和 8 年 1 月を目標にはしていました。で、民間事業者それぞれ各社ヒアリングをしてまいりました。そうしたところ、やっぱり 60 ヘクタールを超える大街区になりますので——区画整理事業になりますので、まずは土地利用者の確保に一定の時間を要するといったこと。そして、あと地権者の方に一旦コミュニケーションを取りながら、地権者の方の合意形成にも時間がかかるといったことで、いきなり業務代行予定者ではなくて、優先交渉権者として一定の時間を必要だといったことの提案が挙げられまして、今ここに至っている状態でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうしますと、今後なんですけども、優先交渉権者が決まります。——決まるといいんですけど、決まります。そうなった場合、その方が次は業務代行者ということでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。業務代行優先交渉権者が決まりますれば、細目協議を、今の目標としましては 12 か月程度で進めていきたいというふうに思ってます。そして、事業の確度が高まって成立性が行けるということになりましたら、業務代行予定者というところで、今度は組合業務などを行っていただきながら進

めていっていただくと。そして、本組合が設立される暁には、業務代行者として、本格的に区画整理事業の業務を担っていっていただくということで今考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） この中で——あんまり考えたくないんですけども、この優先交渉権者が途中で事業の成立がちょっと厳しいな、どうしようかなと思って、「やめます」なんて言ったときに、これに対して何らかのペナルティーはあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。準備組合が主体となつて行う事務局運営や地権者総会の開催等につきましては、市の支援の下、準備組合が執行いたしますが、土地利用者の確保や基本設計等精査などの業務にかかる費用は、業務代行優先交渉権者が負担することとなっております。また、募集要項に記載されているとおり、本業務の中止や協定の解除となった場合の具体的な条件や手続に関しては、業務代行優先交渉権者が選定された後、準備組合との協議により決定し、協定書に定めるものとしております。業務の解除という事態に至らないように、細目協議を通じて、準備組合や事業者と密に連携しながら確実な事業推進を支援してまいります。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） これだけの規模を考えますと、優先交渉権者になる企業というのは、かなりの資金力がないと厳しいんじゃないかと思うんですね。恐らく誰が聞いても知ってるような会社——JVになるかどうか分かりませんが、そういうところでないと思ひます。これだけのことをやると、今、何社かは問合せが来ているようですけども——大丈夫なんですかね。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員、今おっしゃいましたように、大きい事業でございまして、資金力的なところももちろん大事だと思いますけれども。まずはまちづくり、そして、どう——いろんな業種をこの65ヘクタールに展開していくかというところの企画、そういうものも非常に大事なかなと思ひております。ですので、もちろん今回の公募に当たりましては、共同企業体での恐らく申込みになってくだろうと予想しておりますので、各専門の分野——コンサルの分野はコンサル、ゼネコンはゼネコン、ディベロッパーはディベロッパーというような、様々な業態の企業がJVとなつて当たっていただけるといふところでございますので、そういうものを総合的に組み合わせ、そして知恵を出し合いながら、まちづくりを進めていくということが何より大事かなと思ひてますので、市もそれに一緒になって細目協議の中に積極的に入っていきながら、まちづくりを進めていきたいというふうに思ひております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今回の件は、イオンありきでずっと進んでたと思ひます。それが急に半分だけになったということになりまして。逆に、あまりにも期間が短過ぎるんじゃないか、これだけの広大な土地をやってくことに対して、短過ぎるんじゃないかというふうな、ちょっと疑念があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今回の公募に関しましては、長いという期間ではないかというのは、事務局のほうでも承知はしております。今まで各ゼネコンやディベロッパー、そしていろんな専門のコンサルでありますとか、いろいろ協議を重ねてヒアリングを進めてまいりました。その結果、今回、準備組合としましても、優先交渉権者の公募に踏み切ろうというところで、一つの決断を出したわけではございますが。一番大事なのは、この決まった後の細目協議だろうと思っております。先ほども申し上げましたけれども、12 か月程度の中でいろんなまちづくりに関しての協議を重ねていって、事業の成立性を高めていくと。これが何より大事だと思いますので、この時間を大事にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今回、イオンが南側だけ進出することになっておりますけれども、この全体をやりたい、広ければ広いほどいいと言っていたのが、急にトーンダウンした、この理由は何なんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えします。まず今、染谷議員から御指摘ございましたイオンは、南側だけの出店ということですが、今回、応募要項にも書いてありますとおり、事業協力者とは解除しているということで、それに縛られずに各社に今、提案を求めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そう言いましても、イオンとしてはその南側に出店をしたいという意向はあるんですよね、今のところ。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。意向というものは聞いてございますけれども、これも先般の金澤議員への答弁でもお話をさせていただきましたけれども、あくまでも一エンドユーザーとしての規模というところでございます。今回のまちづくりを担っていくのは、今回選定される業務代行優先交渉権者、ひいては将来の業務代行者でございまして、一エンドユーザーとしての立場から将来の参画について優先交渉権者の決定がなされれば、方向性を探りながら協議をしていくという流れでございまして、基本的にその最終的な判断は——お互いの協議によって、最終的な判断は業務代行優先交渉権者が決定していくということになるかと思っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今、いろいろお話をお聞きしますと、その業務代行優先交渉権者ばかり出てまして、取手市がどうしたいのかというのが、ちょっと見えてこないんですけども。昨日——昨日じゃないや、金曜日、市長のほうで「桑原地区における都市区画整理事業につきましては、将来にわたり取手市の活力を創出して、魅力あるまちづくりの実現を図る大変重要な取組であると認識しています。私としてもこの 65 ヘクタールの区画整理事業という規模を最大限活用した、ほかにはない取手市だけの魅力的なまちをつくっ

ていきたい。そのように願っているところです」と、市長、すごい決意してるんですけど。担当課・担当部のほうから、あんまりその決意がみなぎってないんですけども、取手市としてどうしたいというのが全く見えてこないんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。これは先般来、繰り返しの御答弁とはなるんですけれども、まず、今回の優先交渉権者の公募に当たりましては、様々な構想の提案をいただけるものだと思っております。南側はこのような展開をしていく、北側——国道より北側はこういう展開をしていく。そういうような提案をいただいたベースの上で、もちろん公としても、そこにさらに相乗効果を出していくもの、にぎわいを出していくもの、効果的であるもの、用地でありますとか建物も全て含めながら、この1年間の、12か月程度の細目協議の中でいろいろと一緒に話をし、骨格をつくっていきたいというふうに思っております。決して優先交渉権者任せというところは毛頭ございませんで、この1年間で本当に大事でありますので、ここでどういうものがこの優先交渉権者の考える基盤の上に成り立っていくのか、こういうところと一緒に考えていながら、必ずや、事業成立できるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そもそもこれ、もしイオンが出なくなるとなると、これだけの広い土地、この計画自体が破綻しかねないと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。やはり民間のいろんな業態の企業体が集まって、今回、公募もいただけます。そしてその中にはすばらしい考えもあると思いますし、決して大きい——今まで巨大な店舗を展開してきた、今までの事業協力者であるイオンの計画によらずに、いろんな提案のまちづくりというものも考えられるものだと思います。今回の公募に当たりまして、先ほど次長も申し上げましたけれども、今まで事業協力者としてつくってきた、もちろん構想——これにはこだわらずに提案をいただきたいということを載せてあって、それに基づいて今回手を挙げていただいて、様々な基本的な構想的なものをいただけるということでもありますので、繰り返しとはなりませんが、その基本的な構想の中でいろいろ市としても協議をしながら、まちづくりをつくっていくという考えでございます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 切替えをお願いいたします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これはこの間、市から頂いたやつです。ここまですぐと、次に大事なのが農林協議ということになってくると思います。何か、この話何回出てるのかと、もうとっくに終わってるんじゃないかと思ったら、まだ終わってないんですよね。その農林協議というのは、いつ頃から始まる予定なんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。農林協議の事前調整を始めるに当たっては、茨城県のほうから、業務代行優先交渉権者から業務代行予定者になることが必要であると指導されております。これは、協議を再開するに当たって事業の確実性の担保が必要となるためです。そのため市としましては、まずは12か月程度を想定している優先交渉権者との協議を進めて、できるだけ早期に業務代行予定者となっていただく必要があると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうしますと、最短でいつから始められるんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。令和8年8月から業務を開始して12か月と見ますと、来年の8月程度からと考えられます。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） その農林協議には、どの程度時間を要するんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。これは、今まで進めてきた土地利用の構想、これを基に今回も新たな事業の枠組みといいますか、事業——まちづくりの構想が決まってまいります。それをまず県を通して国のほうに持っていくわけなんですけれども。大きな用途的な相違といいますか、変更点はございませんので、その上に立って国に持ち込んだ際に、どの程度、時点協議——時点修正といいますか、最新の数値にいろんなデータを並べ替えていくということで、終われば、それほど時間はかからないと今は思っております。ただ、今までイオンと一緒につくってきた考え方というところが、業務代行という形になって補強的な話にはなるんですけれども、形態がこう変わっていきますので、国がどうお考えになって、どの程度の資料的なものを要求されていくかというところは、今現在においてはなかなか予測不可能なところもございます。話を国のほうに持ち込んでからの予測になってくるのかなと、今時点では思っております。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） いろいろ厳しいこと言ってますけど、私としては今回の業務代行優先交渉権者ですか、これ非常に——もう出来上がってるところに来るわけですね。何というのかな、これから地主さんの説得をすとか、そういうことが全くなく、非常にそういう意味ではいい条件なのかなと。しっかり、自分たちがこういうものをやりたい、こういうところと一緒にやれますよというのを持ってくれば、非常にいい条件ではあるのかなというふうな気がいたします。

切替えていただきまして。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これですね、私どもが最初にもらったやつだと、この「令和9年開業」と書いてあった——令和7年だっけ、開業と書いてあったような気がするんですけども。現実、今いろいろあります。市民の皆さんが一番知りたいのは、いつ開業するの

ということですね。この計画どおり、令和9年の実施設計とか換地設計とかありますけども、それがそのとおり行ったとして、最短でいつ頃開業ができるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備課副参事、中野潤一君。

○都市整備課副参事（中野潤一君） お答えいたします。業務代行優先交渉権者の選定を令和8年7月に予定しておりまして、その後、優先交渉権者と準備組合の協議を経て事業化を進めてまいります。およそ1年後には、事業の成立性を高めた上で準備組合と契約を締結し、優先交渉権者が業務代行予定者となる見込みとなっております。あわせて、市は県と連携し農林協議に関する事前調整を行い、都市計画決定手続を進めてまいります。都市計画決定後は、土地区画整理事業の認可、本組合の設立へと進む流れとなります。本組合設立後には、業務代行者が組合の意思決定の下で区画整理事業を進めることとなり、造成工事を開始する見込みです。造成工事の期間は、全体で約4年程度を想定しておりますが、一部の街区については、工事着手から約2年後に土地の使用収益が開始される可能性があると考えております。そうした状況から商業施設の開業につきましては、土地の使用収益開始後に建物の建築期間を経て実現する流れとなりますので、現時点では具体的な開業時期をお示しすることは難しい状況です。今後、事業が進展する中で、情報が具体化しましたら、適宜ご報告させていただきます。

〔発言する者あり〕

○議長（山野井 隆君） ちょっと私語が多いので、静かにしてください。

染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 分からない、いつになるか。やはり事業ですので、いつになるか分からない事業ではないと思うんですよね。目標を持っていかないと絶対にそれは達成できないと思うので、何年までには一部開業できるという、それはないんですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。商業の開業ということになりますと、土地を使用収益の開始をさせてもらった後に、1年後に建築着工するのか、即座に着工するのか、建物の大きさはどの程度なのか、というところがあるので、開業の時期ということに関しましては、将来、土地利用者となるこのエンドユーザーの方々のお考えによるところが大きいのかなというところもございますので、その開業ということは、現時点でお示しすることは難しいということを述べさせていただきました。一方で、区画整理事業でありますので、きちんと本組合が設立されて事業計画が認可された暁には、もう工事に着手、造成工事から着手していくということが可能となります。そして、もちろん最初は造成ですので、土を盛って、そして盛土の沈下が確認されましたら、道路築造工事なり、いろんなライフラインの工事に入ってまいります。そして、早い工区であれば、先ほど述べさせていただきましたように、2年程度をもって使用収益を開始する。要は、土地をお返しすることができる街区が一部出てくるかなと、今考えているところでございますけれども、これも、沈下の状況によって、ある程度期間は幅があるかなというところはありますけれども、最短では2年程度あれば、一部の街区においてはお返しできることが可能ではないかと、今考えているところでございます。返した後のことでございますの

で、返した後、商業者または土地利用者、いろんな事業者さんがどのような建物を建てて利用されていくかということについては、やっぱり、これはもう区画整理事業のその後のことでございますので、なかなか言及が難しいというところで述べさせていただきました。

○議長（山野井 隆君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 先ほど言わせていただきましたけど、今回の桑原に関しましては、優先交渉権者にとって大変、私はいい環境じゃないかなと思うんですね。ほとんどの協議が整ってる、地権者の反対がない——ほぼない。普通そこで大変苦労するんですけど、そこがないということは、後はきちんとした計画と資金力があればできるのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも私の元気な……

〔ベル音〕

○19 番（染谷和博君） （続）うちに造っていただきたいなというふうに思っておりますので、頑張ってやっていただきたいなというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） ありがとうございます。最後に、地権者の方、皆さん同じ方向性を向いて高い開発志向もございます。そして取手市も、ここの地区は本当に大街区で、いろいろ若者の定住化や市内外の交流の人口も増えるという大きなチャンスだと思っておりますので、精いっぱい頑張っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

続いて、入江洋一君。

〔21 番 入江洋一君登壇〕

○21 番（入江洋一君） みらい、入江洋一です。今回の一般質問で——永山中では大変にお世話になりました佐々木教頭先生、このたびは指導課、佐々木課長として議会答弁で初めてとなるデビュー戦を、私の優しい質問で飾れるのを楽しみにしていたんですが、午前中、長塚議員に先を越されてしまいまして、非常にながかりしてたところでございます。お昼も喉を通りませんでした。

〔笑う者あり〕

○21 番（入江洋一君） 気分を——気持ちをとり戻して、通告順に従いまして、順次質問させていただきます。今回は、「学用品の再利用による国際社会に目を向ける教育の在り方について」を大きなテーマに、本市の教育活動について質問をいたします。まず初めに、探求的な学びと国際理解教育について伺います。激変する国際社会を生きる子どもたちにとって、自ら課題を見つけて解決する探求的な学びと、多様な価値観を理解・尊重することを基盤とする国際理解教育の重要性は、これまで以上に高まっています。本市における、これら教育活動の基本的な方向性と現在の取組状況についてをお伺いいたします。

〔21 番 入江洋一君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 入江議員の御質問に答弁させていただきます。A I に尋ねれば

瞬時にいろんな答えが出てくる、そういった時代になりました。でありますからこそ、こうした時代を生きていく子どもたちには、社会の課題であるとか、目の前の事象を自分事として捉え直して、問いを立て、探求し、そして自分の言葉や行動で表現していく、そういった力をつける教育が非常に大事だと、そのように考えているところです。国際理解教育につきましても同様でありまして、本市では、学校教育全体を通して子どもたちが主体的に世界に目を向け、思考力と表現力を高められるような、そうした探求的な学びを教育課程の中に入れていただいております。具体的な取組は、教育部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、入江議員の御質問に答弁させていただきます。国際力を養うための実践的な国際理解教育の取組についてですが、まず、環境教育を軸としたサステナブル学習プロジェクトを展開しており、持続可能な社会の創り手として、地球規模の課題と自分たちの生活とのつながりを多角的に捉え、自発的に行動を起こす探求的な学びを実践しているところでもございます。この学びは、SDGs（エスディージーズ）の目標達成に直結するだけではなく、国境や文化を超えて協働できる国際理解力の育成につながるものと考えております。また、国際人として不可欠な英語教育におきましても、本年度から小学校5年生から中学校3年生を対象に、生成AI英語学習アプリを導入いたしました。これにより、子どもたちが時間と場所を選ばずにスピーキングの反復練習を行える環境を整備し、発話量の増大とコミュニケーション能力の向上を図っております。さらにリアルなコミュニケーションを重視し、市内全20校にALTを常駐する体制を確立したことで、日常的に生きた英語や異文化に触れる機会を創出しているところでもございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。教育方針に基づく思考力、表現力の育成やサステナブル学習による国際理解教育、そして生成AI、英語アプリの活用、ALTによる英語教育など、本市の取組を伺いました。今、教育長から、AIが何でも答えてくれる時代だからこそ、物事を自分事として捉える探求的な学びが必要という答弁がありました。私も本当そのとおりだと思っております。一方で、実際の学校現場における学びが、机上の体験や一過性の交流にとどまりがちではないかという懸念もあります。子どもたちが世界の課題を自分事と捉えるには、世界とつながる生きた教材や実践的な機会の導入が必要だと考えますが、現在の教育現場における課題認識や苦心されている点をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 入江議員の御質問に答弁させていただきます。学校におきましては、ICT端末を活用することで、世界の様々な地域の生活様式や環境問題について

て、リアルタイムで情報を得ることが可能となりました。一方で情報を知るだけではなく、子どもたちが世界や社会の課題を自らの課題として捉え、主体的な行動につなげていくことが重要であると考えております。そのため学校では、地域や社会とのつながりを実感できる生きた教材や体験的な学びを取り入れながら、子どもたちが国際社会の一員として自覚を深める教育を進めているところでございます。今後もより身近で実践的な学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） ただいまの御答弁で、教育現場における実感を伴う実践機会の必要性について、教育委員会としても課題認識されていることが分かりました。

そこで、子どもたちが世界を自分事として捉えるための身近なアプローチとして、2項目めの家庭に眠る学用品の活用について伺います。子どもたちにとって最も身近な存在でありながら、成長に伴って使わなくなる学用品に着目してはどうかと考えます。これまで幾度となくPTA保護者の方々から言われたこともあります。例えば小学校を卒業した後には不要となり、多くの家庭で使われないまま眠っている鍵盤ハーモニカがでございます。これら家庭に眠る学用品を回収し、楽器が不足している国々の子どもたちに寄贈する海外支援活動が存在します。実績として、他自治体において不要となった学用品を回収し、海外の教育現場へ届ける事業を支援する民間ボランティア団体と教育委員会が協力して、アジアの子どもたちへ多くの鍵盤ハーモニカを寄贈し、現地での音楽教育に貢献している実績も報告されております。このように、役目を終えた学用品に世界とつながる新たな命を吹き込む取組は、本市が推進するサステナブル学習や国際理解教育において有効な生きた教材になると考えますが、市としての見解をお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。家庭で使われなくなった鍵盤ハーモニカ等の学用品を海外に寄贈する取組は、資源の有効活用という環境やサステナブル教育の観点と他国の教育状況を知り、直接、支援を行うという国際理解教育の観点から、非常によい取組かと認識いたしております。小学校卒業後に不要となった楽器が海の向こうの子どもたちの貴重な音楽教育の資材としてよみがえるプロセスは、子どもたちにとって、主体的な行動が国際貢献につながっていることを実感できる教材になるものと考えております。教育効果の面からも、大変興味深い取組かと受け止めております。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。それでは、取手市でこのような事業を実施するに当たり、ふさわしい仕組みを構築するために具体的な取組方法について質問いたします。この取組を単なる学用品の回収、リサイクルイベントで終わらせないために最も重要なのは、子どもたち自身が、なぜ不要になった鍵盤ハーモニカを贈るのか、世界にはどのような課題があり、自分たちのアクションがどのように役立つのか、という取組の必要性を正しく理解し、共感して参画することだと考えます。子どもたちが自発的な関心の下で、背景にある国際的・環境的課題を学び、主体的にこの支援に関わることが

できるよう、丁寧な事前学習や動機づけを行うことが教育効果を最大化するために必要不可欠だと考えます。また、そうした子どもたちの深い理解を促すためにも、この事業を単に大人や行政が主導して事務的に集めるのではなく、生徒会による取組など、子どもたちの自発的な活動を主軸に据えて進める手法も考えられますが、本市における実施の可能性について伺います。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 御質問に答弁をさせていただきます。この取組においてとても大切なことは、単に不用になった学用品を集めることではなく、その背景にある国々の教育環境や環境問題について理解を深め、子どもたち自身が目的や必要性を理解した上で、自ら行動することが大事であると考えております。そのため、総合的な学習の時間やサステナブル学習プロジェクトと関連をつけながら、事前の啓発や授業づくりが有効であると考えております。また、本事業を児童会・生徒会活動と連動させ、回収プロジェクトを子どもたち自身が主体的に企画運営することは、本市の推進する探求的な学びそのものであり、自主性や自己有用感を高める大きな機会となると考えております。さらに、子どもたち自身の主体的な組織的な運営によりまして、教職員への大きな負担軽減につながることも期待されます。今後は先行自治体の事例や協力可能な民間ボランティア団体との連携方法につきまして、調査研究を進め、本市の小中学校で無理なく実施できるか検証を重ねながら——検討を重ね進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。使わなくなってしまう家庭に眠る学用品としてではなく、国際貢献に資する宝物へと変えていく取組は、単なるリサイクル活動を超え、子どもたちの探求心と社会貢献の心を育み、国際社会に目を向けるきっかけとなる事業だと思います。ぜひ具体化に向けた調査検討を進めていただきますようお願いいたしまして、この質問を終わります。

それでは次に、不燃ごみ分別ルールの変更に伴う状況と今後のごみ対策について、初日の古谷議員の質問と重複するところもございますが、4点ほどお伺いさせていただきます。令和8年4月、不燃ごみの新ルールへと切り替わったわけですが、これに伴いまして市内の多くの集積所では、第3金曜日に黄色い袋で排出すべきところ、青い袋が誤って出されてしまい、回収されずに残されてしまうという事態を招きました。この状況に対し、市民の皆様から困惑や問合せの声が数多く寄せられたことは市も重く受け止めているはずです。市は、4月から5月にかけて、どのような周知啓発活動を強化し、その結果、現場の状況をどう改善したのでしょうか。私は、地域住民の皆様の不安を解消しながら、正しい分別を確実に定着させていくべきだと考えます。今後の市の取組について質問させていただきます。

最初に、分別ルールの変更の経緯と目的についてお尋ねします。本年度より、金属類・割れ物の分別及び専用袋の使用が厳格化されました。また、あわせて、金属類・割れ物の排出日が、これまでの第4金曜日から第3金曜日へと変更されています。そこでまずは、金属類・割れ物の分別の徹底が必要となった訳を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、入江議員の御質問に答弁をさせていただきます。不燃ごみの排出ルールの変更の経緯についてでございます。議員御指摘のとおり、本年4月から金属類・割れ物と容器包装以外のプラスチック類の分別を徹底する目的で、専用袋の使用の徹底をお願いするとともに、排出日の変更をさせていただいたところでは、分別の徹底が必要となった最大の要因は、令和6年12月に発生をいたしました、常総環境センターでの火災事故でございます。この事故により不燃ごみ処理施設が甚大な被害を受け、施設での処理が困難となったことから、現在も県外の民間施設へ処理を委託せざるを得ず、多額の公費負担が発生している状況にあります。なお、施設復旧につきましては、令和9年5月を見込まれています。こうした背景から、同様の火災事故の発生を防ぐためにも、各家庭において金属類などの分別を徹底していただき、危険なごみの処理施設への搬入を未然に防ぐことを目指す取組をお願いをしてまいりました。そのため、昨年度から金属類・割れ物の新たな分類をお願いし、令和7年度の1年間は移行期間として、従来の青い袋での排出についても収集を行っておりましたが、本年度からは、金属類・割れ物専用袋——黄色い専用袋を御使用いただき、厳格な分別と排出をお願いすることになったところでございます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。次に、なぜ排出日が第4金曜日から第3金曜日に変更が必要であったのか、その点について伺います。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） 入江議員の御質問に答弁いたします。排出日をこれまでの第4金曜日から第3金曜日へ変更した理由についてでございますが、金属類・割れ物の回収日を第4金曜日の場合、年末年始に収集業務が行われないことから、令和7年度については、次のプラスチック類の回収まで3週間間隔が空いてしまうという事態が生じておりました。市民の皆様からも、「回収頻度のバランスを改善してほしい」「出す間隔が開き過ぎて困る」といった御要望を多くいただいていたことから、年間を通じてできるだけ安定した排出サイクルを維持できるよう、これまで第4金曜日であった金属類・割れ物の日を第3金曜日へと変更させていただきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） それでは次に、今回のルール変更に伴う周知の状況について伺います。それを変更した結果、4月の収集日において、多くの集積所で青い袋は残されてしまい、地域住民の皆様には負担をかけることになりました。市は、今回のルール変更に当たり、具体的にどのような周知活動を行ってきたのでしょうか。また、全戸配布されたはずのごみ分別収集カレンダーが、一部の世帯に届いていなかったという未達の課題も聞いております。集積所でこのような状況が生じた事実、並びにカレンダーの未達という事態

に対し、市は周知が不十分であったという認識はあるのか、併せて見解を伺います。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君） それでは、お答えいたします。初めに、不燃ごみの分別・排出ルールの変更の周知方法についてでございますが、市では、ごみ分別収集カレンダーへの掲載をはじめ、市広報紙やホームページ、さらにはメールマガジンや公式LINEによる定期的なプッシュ通知など、様々な媒体を活用して広報に努めてまいりました。しかしながら4月の収集日以降、市民の皆様から、「ルールが変わったことを知らなかった」といったお問合せが多数寄せられました。ごみ分別収集カレンダーについては、議員ご指摘のとおり、一部の地域や世帯において届いていなかったという未達の実事も確認されており、再配達を行うなど丁寧な対応をしてまいりましたが、結果として、周知が十分に行き届かなかったということが課題となりました。そのため市では、次回の収集日である5月の第3金曜日までに正しいルールを改めて徹底するために、市政協力員の皆様に回覧による再周知と併せて、設置が可能である集積所については、改めて、ごみの分け方・出し方、並びに収集日をお知らせする掲示物と、第3金曜日は黄色い指定袋による金属類・割れ物の収集日である旨の掲示板の設置をお願いさせていただいたところです。市政協力員の皆様には、正しい分別と排出を促すためお力添えをいただき、感謝しております。今後とも、市民の皆様の立場に立った、分かりやすく丁寧な周知に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。市民の皆様にきちんとルールを守っていただくためにも、分かりやすい丁寧な周知徹底をお願いいたします。

次に、収集の対応についてですが、金属類・割れ物の収集日において、特に4月は多くの集積所に青い袋が残置され、地域住民の皆様に負担をかけることとなりました。誤って出されたごみをその場に残していかず、柔軟に引き取るような対応を取ることは考えていなかったのでしょうか。どのような考え方で臨み、どう対応したのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 環境対策課副参事、秋田 諭君。

○環境対策課副参事（秋田 諭君） 入江議員の御質問に答弁いたします。市では本年4月と5月に、不燃ごみの新たな分別ルールによる金属類・割れ物類の収集が実施されたことから、当日に市内の各地域の集積所を一定数、確認いたしました。確認の結果、本来であれば第3金曜日に黄色い専用袋で排出すべきところ、青い専用袋が誤って出されてしまい、回収されずに残されてしまうという状況が発生したことを承知しております。このような状況に対する市の対応としましては、正しい分別と排出の方法を早期に理解いただくため、誤って排出されたごみをその場に残置し、翌週に収集するという方針といたしました。一方で、衛生上や次回の排出に支障が生じている場合は、個別に対応を図ってまいりました。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。それでは最後、今後のごみ対策についてですが、4月から5月にかけての状況やその対応など、これまでの市の答弁を通

して、ごみの対策は市民の生活に直結する重要なテーマだと再認識しました。また、常総環境センターの不燃ごみ処理施設の火災事故とその対応状況を確認し、ごみの分別の徹底は、ひいては、ごみ減量化や資源循環などの取組の原点となる重要なもので、その必要性を改めて強く感じました。その点を踏まえ、最後に市の今後の対策について伺います。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。市としまして、ごみの分別の徹底は、ごみの減量化や資源循環の基本となるものであり、限りある資源の有効活用、ごみ処理施設の寿命延長、処理コストの抑制、環境保全と地球温暖化防止のためにも必要不可欠なものと認識しております。まず、分別の徹底に関しましては、市民の皆様の意識の高まりが非常に重要であるため、ごみカレンダーの確実な配達方法を精査していくほか、引き続き、市広報紙やホームページ・SNS、出前講座などによる情報発信と周知を継続し、粘り強く啓発に努めてまいります。また市では、とりで未来創造プラン2024の重点事業に基づき、4Rの行動であるリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの浸透を推進しています。現在もエコバック配布事業をはじめ、資源物集団回収助成や小型家電回収ボックスの設置などを引き続き展開していくほか、生ごみ減量や資源化に向けた取組としまして、生ごみ処理容器等購入補助や食品リサイクル堆肥化事業を実施しております。さらに令和8年度からは、土の中にいる微生物の力を借りて生ごみを分解します、消滅型の処理容器「キエーロ」の講習会、無償貸与とモニター調査にも着手しているところでございます。市としましても、引き続き一連のごみ対策を重要な施策と捉え、市民意識への啓発、情報発信の周知を図り、事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。ごみの分別の徹底は、ごみの減量化という目指すべき目的と、ごみ処理施設での安全な処理体制の維持を両立させるための非常に大切な一歩であります。だからこそ、市民の皆様にその根本的な必要性を納得していただけるような丁寧な説明が重要となります。私としましても、安全なごみ処理と円滑な資源循環を図るため、改めて正しいごみ出しルールの遵守を啓発していきたいと思っておりますので、市といたしましても、引き続き、市民の目線に立った丁寧な対応を徹底していただくよう再度お願いするとともに、市民に寄り添った迷わないごみの行政を構築することを要望し、常総環境センターの不燃ごみ処理施設が早期に復旧され、ごみ処理体制が正常化することを心から願って、この質問を終わります。

遠山さん、おしゃべりうるさいよ。声よく聞こえるわ、ここにいると。

○議長（山野井 隆君） 静粛に願います。

○21 番（入江洋一君） それでは、本日、最後となります項目になります。都市計画道路の見直しについて質問させていただきます。初めに、再検討調査の進捗状況についてですが、令和3年の建設経済常任委員会において都市計画道路に関する勉強会が開催され、委員間でも長期未着手路線の見直しの必要性について、活発な議論が交わされました。さらに、同年に実施された現地視察会においては、現地の状況を確認し、現状の課題を共有したところであります。そこで、まずは確認の意味でお聞きいたします。本市が現在作業

を進めている都市計画道路の見直しについて、目的や都市計画道路の現状、対象となる路線について、御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 入江議員の御質問にお答えいたします。都市計画道路は、都市の効率的な交通網の形成と地域の発展を目的に計画されたもので、本市の将来都市像を見据えた都市の骨格を構築するための重要な道路でございます。都市計画道路は単なる1本の道路ではなく、互いにつながり、網目のように機能するネットワークとして一体的に機能してこそ、その真価を発揮するものです。しかしながら、市内には長期未着手となっている道路が多く存在し、本来期待される効果が十分発現していないことは、重要な課題であると認識しております。このような状況を踏まえ、本市における都市の将来像に合わせた都市計画道路として、ネットワーク性や整備上の課題を踏まえた検証が必要なことから、令和7年度より都市計画道路再検討調査に着手したものです。

詳細につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、補足の答弁をさせていただきます。本市の都市計画道路は、全39路線、71.46キロメートルが都市計画決定されておりました。そのうち整備済みの延長が約48キロメートル、整備率が約67%となっております。先ほど委員からお話ございましたけれども、建設経済常任委員会でも議論いただきましたとおり、市内には計画幅員に満たない道路でありますとか、未着手の区間がいまだ多く存在をしております。道路の持つ機能が十分に発揮されていない状況であることから、茨城県都市計画道路再検討指針に基づきまして、現在の社会情勢や都市の将来像を踏まえて、都市計画道路の存続・変更または廃止の方針を判断するため、調査を行っているところでございます。対象路線につきましては、取手市内の都市計画道路39路線のうち、整備済み道路及び国道レベルの主要幹線道路——国道6号などでございますけれども、そちらを除いた当初決定より20年間以上未着手となっている21路線を対象としてございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。調査の目的や都市計画道路の現状などを確認することができました。

続きまして、調査の具体的な内容についてお聞きいたします。今回の都市計画道路の見直しにおいて、具体的にはどのような手法で再検討調査を進めていくのか。また、調査の進捗についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 入江議員の御質問に答弁いたします。調査の具体的な内

容ですが、令和7年度におきましては、本市の概況や関連計画を整理した上で、再検討路線の対象となる21路線を52の区間に分けて、幅員や延長などの基礎データを整理いたしました。その上で、指針に基づく判断指標として、道路機能や事業化支障要因、代替道路の有無などを客観的に評価するため、再検討概略カルテを作成しております。この概略カルテは、都市計画道路について、必要性・実現性を路線ごとに客観的に評価検証し、今後の方向性をまとめた評価調書になります。令和8年度につきましては、概略カルテを基に、茨城県と協議を重ねながら方針を定めていく予定でございます。現在の進捗状況につきましては、概略カルテによる評価結果を基に、茨城県の関係各課と協議を進めている状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、今回の調査において、道路機能や事業化支障要因など、指針に基づいた判断指標による客観的な評価を行いながら調査が進められていることが分かりました。

そこで次に、調査結果である概略カルテの成果と、これから見えてきた課題について、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。概略カルテを基に路線ごとに検証を行った結果、対象となった21路線52区間のうち、見直しに該当する区間は存在せず、存続が29区間、要検討が23区間という結果となりました。客観的な評価の時点で見直しに相当する区間が存在しなかったことは、現在の都市計画道路網は、ネットワーク性や交通機能、そして市街地形成機能のそれぞれが高く評価された結果と受け止めております。一方で、今回の評価結果を通じまして、計画線上の大規模構造物や建築物棟数の多さなど、将来的な事業化に当たって支障となる要因も再確認されたところでございます。このような当市の地域状況と検証結果を踏まえまして、要検討となった23区間につきましては、改めて存続・変更・廃止の方針を検討することとなります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） ありがとうございます。客観的な評価の結果により、都市計画として評価できること、また事業化の際に支障となる要因があることが確認できました。

続いては、御説明にあった要検討路線について、整理方針や廃止路線となる場合は、その有無についてお答え願います。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。要検討路線の23区間についてですが、本調査の着手時のときに――着手のときには、道路の位置や幅員の変更なども視野に調査を進めてまいりました。しかしながら茨城県から、変更する際は、すぐに工事を始められるよう事業化の見通しを確実に立ててから行うべきとの指導を受けたことや、将来の事業化に向けた計画策定の難易度を総合的に勘案し、今回の調査では、方針の選択肢を存続または廃止に分類することといたしました。そのため、変更を想定していた路線については、一旦存続とし、引き続き検討を進めるべき路線として整理しております。また、

代替道路の有無や市街地拡大の動向などを精査した結果、一部で廃止を検討してる路線がございます。具体的な方針については、現在、茨城県と慎重に協議を重ねている段階でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 要検討路線についての整備方針、再検討調査において変更する難易度の高さについて、理解はしました。今回の調査で整理される検討を進めるべき路線については、取手市に適した都市計画となるよう、引き続き検討するようお願いいたします。また、廃止が検討されている路線があると御説明がありましたが、私の地元である 3・4・5 号新道・みずき野線は廃止対象となるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。議員の御質問のありました当該路線につきましては、これまでの調査の結果、広域的な連携や市街地間のネットワーク性を確保する上で重要な路線であることが確認されておりまして、存続の方針を持って検討を進めているところでございます。一方で、将来的な事業化に当たりましては、解決すべき支障要因も存在しており、事業完了までに多大な時間と財源が必要なもの——必要になるものと見込まれております。以上のことから、当該路線につきましては、一律の基準で判断するのではなく、具体的な整備手法や実現可能性について、個別に精査していくべき路線であると認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。3・4・5・号新道・みずき野線が、廃止路線とならず本当によかったとほっと一息しているところでございます。

次に、再検討調査の対象外の検討事項であるかと思いますが、新規路線については検討されているか伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。現在、新たな拠点として検討を進めております桑原地区の整備によりまして、当市の都市構造は大きく変わることとなります。この都市の構造変化に伴い、交通ネットワークにつきましても将来を見据えた配置が必要となることから、桑原地区へ向けた新たな路線の可能性についても併せて検討を進めているところでございます。多方面からの広域的なアクセス性の強化を図ることは、拠点性を高め、整備効果のより一層の促進につながるものと考えております。そのため、今後も引き続き、新たな路線の可能性については検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 新規路線について説明をいただきまして、ありがとうございます。早期の事業化が強く求められる桑原地区において、広域ネットワークの強化は優先度が高いものと認識しております。例えば、守谷方面からのアクセス道路を想定した場合は、3・4・5 号新道・みずき野線の整備が止まっている、ゆめみ野地区と新取手地区の境界周辺から接続されることも想定されます。現在、新取手の 3・4・5 号線の未着手区間から相野谷川方面に向かう市道 0129 号線は、令和 6 年の建設経済常任委員会の議案質

疑だと思いましたが、私も質問したことがあります、特にカーブ区間において道が狭く、車両同士がふくそうしており危険な状況にあります。桑原の整備に伴う広域的な新規路線の整備により改善されることを願っております。

次に、茨城県との協議状況について質問いたします。茨城県の県道や広域幹線道路については県の所管となると認識していますが、県とはどのような協議を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。茨城県との協議状況でございますが、県の関係各課と連絡調整会議を行いまして、組織的な協議を進めております。具体的な協議内容といたしましては、主要な広域幹線道路である国道 294 号線をはじめ、県道区間につきましても、概略カルテの評価結果を共有いたしまして、本市の方針について一定の御理解をいただいているところでございます。また、先ほど申し上げました新規路線や、引き続き検討を進めるべき路線につきましても、県の関係各課と個別に協議を進めておりまして、専門的な見地から計画へのアドバイスや有益な御意見をいただいている段階でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） ありがとうございます。茨城県との協議の内容について理解はしました。引き続き、適切な道路網となるよう連携を図っていただくようお願いいたします。

最後に、今後の作業内容やスケジュールについて伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今後のスケジュールでございますけれども、作成しました概略カルテに基づきまして再編道路網案を作成をいたしまして、交通量推計などによる検証を行ってまいります。この結果を茨城県との連絡調整会議へお諮りした後に、パブリックコメントを実施をいたしまして、市民の皆様から御意見を伺う予定でございます。最終的には、指針に基づく客観的評価、交通量推計などによる定量的評価、そして市民意見の 3 つを統合した総合評価を行いまして、各路線の方針を決定いたします。令和 9 年度以降は、決定方針に基づきまして既存道路の都市計画変更手続へ移行するとともに、新規路線や引き続き検討を進めるべき路線については、関係機関と協議を行いながら具現化に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。都市計画道路の見直しについては、執行部からの説明により、見直しの意義、見直しの内容、今後の進め方などについて理解いたしました。客観的評価を基に存続とした路線であっても、個別で課題が再確認された路線については、引き続き検討を進めること。また、桑原地区の開発の整備に伴う新規路線については、都市の利便性とネットワークを強化し、取手市の持続的な発展の基盤となるものとして極めて意義深いものであると受け止めております。引き続き、県と連携しながら着実に進めていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、入江洋一君の質問を終わります。

15 時 15 分まで休憩します。

午後 時 分休憩

午後 3 時 15 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。それでは、通告に従って一般質問を行います。まず1点目は、市民公募制についてです。地方自治体、取手市としての役割は、地域住民の身近な生活課題を解決し福祉の向上を図ることであり、住民自身が地域の行政を決定していく、いわゆる住民自治が明記されています。市民が行政の計画策定や運営に関わり、市民の声が生かされる、取手市まちづくりを進めるべきと考える立場から、今回は市民公募制について久しぶりに質問通告いたしました。まず、取手市の方針・取組状況を伺いたいと思います。

〔23 番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問にお答えさせていただきます。市民の皆様が多様な御意見に耳を傾け、市の施策に生かしていくという手法は、地方自治における住民参加の形として大切な取組であると認識しております。そのようなことから、委員の公募だけではなく、市民意見公募——いわゆるパブリックコメントといった形や市民アンケート調査の実施、そしてまた市政に対する提言など、多様な形で市民の皆様からの御意見をいただく機会を設けております。一例を挙げさせていただきますと、政策推進課が総合計画の基本計画である「とりで未来創造プラン 2024」を策定した際には、取手の未来を考えるワークショップとして、市民の皆様を交えた「とりで未来会議」を開催いたしました。こちらには市民アンケートを無作為抽出にてお送りした方の中から任意参加の形で参加者を募りました。このような形で、おのこの部署が所掌している会議体などについて、それぞれの性質を踏まえて、公募や任意参加等といった形で、市民の皆様から御意見をいただけるよう意識して取り組んでいるところでございます。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 通告の順に質問していきます。2点目は、あわせて教育委員会のほうで、特にコミュニティ・スクールが今、取り組まれている事業としては新しいほうかなと思っています。そこに取り入れてはどうでしょうか。進捗状況と、また課題を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。多様な人材の参加という観点から、コミュニティ・スクール——学校運営協議会委員での公募の実施についてでございます。他の自治体において、広く市民から委員を公募する取組を行っている事例をウェブサイトなどで数例確認しております。その上で、当市の学校運営協議会において市民公募制度を導入するには、1つ目に、募集要項をどのように定めるか。例えば、ある学校で公募する場合に、応募できる対象をどのように絞り込むか、学校の学区内に在住している市民に限るのか、などの検討をしなければなりません。そして2つ目に、選考基準、こちらをどのように定めるか。例えば、募集人数以上の応募があった場合、どのような基準で任命する者を選ぶか。応募者があったが、書類選考の結果、委員として任命する要件を満たないと判断する場合にどのように扱うか、などといった課題があると考えております。一方で、現在の学校運営協議会には、既に学校長の意見により様々な市民の方々を任命しておりまして、市民の多様な御意見を反映できるように努めているところでもございます。合議体である学校運営協議会において、御自身の御意見を述べていただくのに加え、他の委員の意見への傾聴及び対話など、様々な意見の尊重が求められます。市民から広く委員を公募することのメリット・デメリットを、引き続き他の自治体などの例を参考にして研究をしてまいりたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 3点目に入りますけれども、市民公募制については、これまでも私自身、提案をしてきた課題でもあります。なぜ今回また取り上げたかと言いますと、まず1点目に、行政運営を行う基本的な指針とする総合計画を見ましたらば、「市民公募制」というような文言がなかった——見つからなかったというのが正しいのでしょうか。2点目、市民意見公募手続——いわゆるパブリックコメントです。そこでは市民から専門的な意見や適切な提案・意見が寄せられていることということは承知しています。先ほど渡来部長からの答弁からすると、地域の宝がたくさんあるということが、パブコメの結果からも見てとれまして、やはりそういう意味ではより——これは賛成・反対を問わない——単なる市がつくったものに対する意見ですから、だからそういう意味でもう少し一歩踏み出すべきではないかという意味で今回の提案だったんです。3点目、取手市としても大きな事業といえるのが、今、西口駅前の複合施設として図書館建設計画が議会で、以前、初めて示された議会期間中にもかかわらず広報とりでに掲載され、当時、「議会軽視か」との発言も出たほどでした。図書館計画手続についても同じように進められ、問題となった経緯があります。

こうした行政運営を鑑みて、真の市民参加型まちづくり、開かれた取手市政——これは総合計画にもしっかりと文言入ってたと思っております。こういったまちづくりを目指すのなら、実は政策形成過程——だから市が何でも決めちゃって、「さあ、それに対して意見どうぞ」「さあ、イベントに参加してください」、こういう形ではなくて、より政策を決める過程

の中で市民を参加させていく、このことが私は今のこの時代、大変必要なんではないかというふうに思っ取り上げたわけなんです。先ほど同僚議員のほうからの質問の中で、先日——私もいじめ協議会の傍聴をいつもさせていただいております、ほかの議員の皆さんと。そこで講演会で子どもたちが、こういうときだからこそ主体的に自発性を学ぶ大切さということを訴えられておりました。そういう意味では、これは大人にも言える、もちろん学校・教委・先生方にも言えるということで、先生方からグループ討議の後、発言がありました。そういう意味では、これはもう市民公募制と本当に同じ意味があるなということで、私も先日の講演会はとても響いたわけなんです。そういう意味で今回、市民公募制を積極的に導入し市民参画型まちづくりに取り組むべきと考えるわけなんです。改めて、今後の方針、そしてその対応について伺います。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。市民公募制ということで、各種審議会や委員会での委員を公募することをイメージされてると思いますが、市の審議会等では、公募に応じた市民の委員さんにも御参画いただいているものも現在ありますので、現状としては、各業務ごとに必要に応じて対応しているというような状況でございます。ただ、市民参加型まちづくりのために、要は市民の声を生かすということについては、先ほどの答弁の中にもございましたが、委員以外にも市民が参画できる形というのは様々ございまして、広く意見をいただく機会としましては、ワークショップなどへの参加のほうに適している場合もございます。大切なのは、いかにして広く市民からの御意見をいただくか、あるいは、そのためにはどうすれば効果的に市民に御参画いただくことができるか、ということだと考えております。これについては、各業務の性質や特徴により様々な最適な方法・形というものはあると思いますので、今後につきましても、委員の公募に限らず、各おのおのの部署がその性質を踏まえて対応していくことで、市民参加のまちづくりというものを進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 今回は久しぶりの提案ということで、ちょっと参考までに私もいろいろ調べていきましたら、近くで流山市でこのことを——流山市の取組をここで参考にとということで紹介しようというふうに思った次第なんです。流山市では、広く市民の皆さんの意見を反映させ市政への市民参加を促進するとして、総合政策部——取手でいえば総務部でしょうか、情報政策・改革改善課の部署で令和8年度公募予定表を知らせています。ホームページを見て私知ったんですけども、今年度は7つの審議会、委員会で公募を予定しており、担当課は、博物館、コミュニティ課、文化芸術・生涯学習課、防災危機管理課、そして経營業務課——これは上下水道事業運営審議会となっていました。ここは10人ぐらい公募されていたんです。まさしく——いずれも2年間の期間ということで示されて表に書いてありました。まさしく市民への——市民参加で活気ある市政運営が行われている、やはり人気の高い先進地と言われる流山市のやってることなんだなあとはとても感銘しました。今日はここで紹介をしておきますので、これを機会にもっともっと開かれた取手市政に向けて取り組んでいただきたいと思います。

コミュニティ・スクールでは、ちなみに私、学区内なので、藤代中学校は中学生のボランティアも、聞きましたらば——いやいや、コミュニティ・スクールのメンバーということもちょっと聞いていました。だからそういう意味では、いろいろな本当初めの取組もされているということは認識しておりますので、さらにもう一步踏み込んで、いろいろな要件なども考えていって進めていただきたいというふうに、今日は流山市を紹介して終わりにします。

では、次の質問に移ります。介護保険事業についてです。高齢化が進む中で、より事業の充実が求められております。繰り返し私、この場で取り上げているわけですが、現時点での状況と課題をまず伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 遠山議員の御質問にお答えいたします。取手市の介護保険事業の状況について、令和8年4月1日現在、取手市の65歳以上の高齢化率につきましては34.4%と、前年度より0.2%減。75歳以上の後期高齢化率につきましては21.97%と、前年度より0.6%増加しております。また、介護保険の認定率につきましては、令和8年3月末時点で17.4%と前年度より1.2%増加している状況です。高齢者全体の人数が減少する中、後期高齢者の人数が増えていき、それに伴い、要介護認定取得者が増えている状況です。課題といたしましては、要介護認定者が増えたことにより、介護給付費が年々増加していることが挙げられます。令和5年度末の介護給付費が約82億円だったのに対し、令和6年度末の給付費が約86億円で5.3%増加しております。令和7年度の決算はまだ確定ではございませんが、約92億円となる見込みで、令和6年度末と比較して6.4%の増加となる見込みです。介護保険事業の財源は、介護保険料、国や県、市の負担の割合が決まっており、給付費の増加に対応して財源確保が必要となることが課題と捉えております。以上となります。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 2点目の質問に移ります。高齢者だけではありません。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防、そして生活支援が一体的に提供されることを目指すのが地域包括ケアシステムの構築と、国のほうからいわれて示されております。さらに、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていくことが必要だとしております。この点について、取手市の取組状況と課題、伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。議員おっしゃるように、地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるように、地域において医療・介護・予防・住まい・生活費支援のサービスを提供する仕組みとなっております。地域包括ケアシステムの構築において中核的な機関

を担う地域包括支援センターは市内に5か所設置しており、高齢者やその家族・近隣住民からの相談対応、介護予防支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業に取り組んでおります。具体的には、地域包括ケアシステムを地域で機能させるために、医療機関や介護事業所との多職種連携の下、地域ケア会議や認知症施策の推進、生活支援体制整備事業等の強化を図り、民生委員や地域の方々を含む地域のネットワーク構築も進めております。高齢者の困り事を地域で支える仕組みづくりである生活再生整備事業は、介護サービスだけでは解決できない日常生活の困り事を、地域の力を生かして支えるための事業です。その事業の中心である生活支援コーディネーターは、地域資源や地域ニーズを把握し、地域の支え合いをつなぐ役割であり、令和8年度に市内にある4つの地域支え合いづくり推進協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題に応じ、高齢者を支える仕組みづくりの構築を行っております。また、在宅医療・介護連携の推進として、取手市・守谷市・利根町の2市1町で公益社団法人取手市医師会に、在宅医療・介護連携推進事業を委託しております。在宅医療を提供する機関等を連携拠点とし、多職種共同による在宅医療の介護を一体的に提供できる支援体制構築を目的としております。今後も引き続き関係機関との連携強化を図り、地域の実情に応じた地域ケアシステム深化・推進に取り組んでまいりたいと思います。また課題としましては、やはり担い手不足というような状況の中、地域の課題も様々、複雑になっているという状況を考えております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 最後にちょっとリアルなというか、現状課題を課長から答弁していただいたなというふうに受け止めました。先ほど来から困難なケースで——今、独り暮らしも全国的に増えてるということが、何かのデータで上がってたんですけども。例えば、家族と疎遠であったりという、ちょっと困難なケースが増えているということ、現場を回るとそういう声が——入ってきたと言ったら失礼ですね、教えていただいたんです、現状を。その点についてなんですけれども、認定審査会の場で把握されるわけなので、ただ、この人が介護度幾つだよとか、支援1・2とか、それだけじゃなくて、大体独り暮らしとか、そういった環境・状況なども話し合われるというか、共通認識というのかな——されますよね、認定審査会って。——されないか。そこで、いろいろ大変な暮らしぶりというか、状況もつかんでいるんじゃないかな。せめて認定審査会——お医者さんたちですから、そこではそこまで深くは入らないとなれば、担当課はその辺、状況把握というのはもうされてると思います。で、「市でまず対応をしないと、そういった困っている人に限っていち早くサービス対応——サービス提供しなくちゃならないのに、ちょっと滞ってしまうことがあるんです」というのも、現場を回ると入って——声が出てるんですよ。その辺、市の対応、どうなっているんでしょうか。把握されてますか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。介護保険の認定審査会においては、現状の介護がどれぐらい必要なのかというような課題になりますので、そこまでの個々の課題というような部分での共通認識は、そこではできないんですが。いろいろな相談が上がってきたときに個別支援会議というのを、関係機関とかいろいろな人たちを

交えて会議をするんですが、そこでやはり地域の課題——個別の課題だけではなくて、地域の課題というようなのも挙げさせていただいて、それで地域でどういう課題があるのか、それをどうしていったらいいのかを生活支援体制整備事業の中で考えていただいたりとか、そこでできない部分に関しては市に上げていただいて、市の施策でどうやって解決をしていくのかというような形で協議をしている状況です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そうですね、その辺も分かってる——結構年数かけてやっていただいている職員の方なので、分かってるかなあと思うんですけど、やっぱりちょっと滞ってしまうケースが結構今増えてますねということ、分かったんですね。だからそういうところ、「スムーズにやってます」なんていう返事をもらったところも実はあったんですけど、やっぱり丁寧なケース・バイ・ケースで取り組んでいただきたい。その辺は井橋課長のほうからも、会議の中で、こういった場合は、ちょっとこう声かけてもらいたい、みんなで取り組みましょうと言、再認識していただくということから、示していただきたい、伝えていただきたいと思います。

また今回3点目の中で、介護職員等への処遇改善支援ということで挙げましたけれども、そこに改めてというか、今までにないところで「地域包括支援センターへの支援」というのをあえて入れました。国のほうも、改善、加算ということで動き出したということは認識しているんですけども、5か所の地域包括支援センターもばらつきがあります。これはどこもしようがないね。そこはちゃんとそんなふうには受け止めてるんですけど、開所以来、もう職員が20名ぐらい入れ替わってますよというところもあれば、もうずっと同じ人、私が訪ねると、「あっどうも」てな感じで対応していただく、そういうセンターももちろんあります。そういうところだと、いろんな地域の様子もよくつかんでる。だからそういう意味では、そこら辺は市のほうでしっかり掌握、把握していただきたいし、行く行くは、市民へのサービス提供がなかなか始まらないとか、そういったところにつながりかねないので、ぜひ、その辺も丁寧にやっていただきたい。また、施設によっては、人件費とかいろいろこう課題はあるわけなんで、その辺の支援の在り方も今後、部で検討課題として受け止めていただきたいと思います。3月定例会でも私述べたと思うんですけども、よろしくお願いしますと思います。

3点目なんですが、本年は第10期介護保険事業計画が策定されます。運営委員会は、住民や関係者の意見を反映させるために設置される法定の附属機関です。取手市の現状把握と課題分析が行われるかと思いますが、この機会にぜひ公募市民を委員会の構成に取り入れることを提起したいと思います。私もいろいろ調べていく中で、委員の構成として「公募市民」という、一部明記されていたところを私も見つけまして、そういう意味では、1回目の市民公募制のところで挙げましたが、いろんな事業に広く市民を参画させてということで取り上げられていますので、今ここでその辺の意向というか、答弁できますか。というか、問題提起ということでしておきます。今まで傍聴してても、ちょっと「公募市民」と受け取れるような人はいなかったかなというふうに思ってたんで、ぜひ今後提起していただきたいなと、考えていただきたいと思います。

介護職員等への処遇改善支援及び介護事業所・施設、また地域包括支援センターへの支援は急務と言えます。3月定例会でも取り上げましたけれども、その後もなお介護事業所から、事業者ですね、——介護事業者から人材流出、経営難の危機に瀕していると、介護従事者はもとより、事業所・施設への支援が現場から求められているのは承知していることかと思えます。——これ全国的に言われている問題です。

また、今月6月から、介護職員等の処遇改善加算が行われます。制度上とはいえ、利用者にとって利用料が上乗せされ負担増となっているということでは、ちょっと胸が痛いというか。でも、人がいないとサービスも受けられないわけですから、「皆さん、スムーズに分かりましたと署名してくれる人もいるけれども、渋々——という、そういう人も確かにいましたよ」と、そういう声も現場から聞いております。そこで、それらを踏まえて、昨年、保育士の処遇改善手当に踏み切ったわけですから、取手市は。同様の趣旨・目的で取手市の単独事業として、介護従事者、各事業者等への処遇改善支援金を創設してはどうかと求めたいと思いますが、答弁もらえますでしょうか。「検討する」でいいんですけれども。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。介護職員となりますと、介護老人福祉施設やデイサービス、ヘルパー、訪問入浴事業者など、多岐に幅広いサービス提供の事業所となるため、今後も他自治体の状況の把握に努めてまいりたいと考えます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 国も、計画策定を待たずに、今年途中に加算金が、補助金も含めて出てます。だから、そういう方向に向けて、取手市が保険者ですから、そういう意味では高齢化も進んでいますので、大変でも一步踏み出すように、市長に、働きかけてください。ここで言っても答弁台に立ってもらえないんで。部長から中村市長に、庁議の中でしっかり発言してってください。ここで共通認識持つてと思うんで。——保育だけではありません。以上で次の質問に移ります。

3点目の藤代スポーツセンター管理についてです。今年も猛暑・酷暑日が予報されています。特にセンターの屋根が特殊なだけに、一番利用が多いアリーナは半端のない暑さです。冬はもちろん寒さ、いつも子どもたち、ミニバスの大会という毛布を持ち寄るんだというのは、もう旧藤代町時代から言われて指摘されていた点です。築35年経過していると思うんですけれども、空調設備設置を求めたいと思います。これまでの施設改善も行われたということは承知しております。それらあわせて、今後の市の方針を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。FUYOUアリーナ藤代の体育館アリーナにつきましては、天井の側面部分が、議員ご指摘のとおり、パンチングメタル等の構造のため、外気の影響を受けて、夏は非常に暑くなるという現状は認識しております。しかしながら、外気が直接、体育館アリーナ内に入り込むため、空

調設備の設置は難しい状況となっております。このような状況を踏まえまして、猛暑、熱中症対策としまして、体育館アリーナ利用者へ、空調設備のある体育館ロビーで定期的なクールダウンを御案内させていただいております。また、体育館ロビーの天井部分は、採光を基調とした構造ですりガラスとなっているため、例年5月下旬に体育館玄関入り口からロビー全体に遮光ネットを設置いたしまして、ロビー全体の冷房効果を高める対策を実施しております。体育館を含めた社会体育施設は、市民の健康促進やスポーツ振興に貴重な役割を果たしており、市民のための重要な施設であると認識しておりますので、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そうなんです。随分いろいろとパンチングメタルをずっと取り上げてきたんですけどね。そういう意味では、何か聞くと——担当課に聞いて、「屋根も取り替えないとね」って言いまして、何か「まだまだ大丈夫なんだ」ということを聞いたんです。その辺まずちょっと施設管理というか、状況をほかの議員と共有したいので、ぜひ報告してください。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。FUYOUアリーナ藤代の体育館の屋根材についてなんですけれども、その特定？幕？膜？については、設置から30年経過してるという状況です。令和7年、去年なんですけれども、9月にサンプリング調査いたしました。そこで特定？幕？膜？を採取して、試験結果については、強度を保持してるという状況報告を受けてますので、ちょっと屋根の交換というのはなかなか難しいのかなと思います。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） いや、テントが——テントを一部分切ってサンプル調査でしたっけ——したという、「いや思い切ってやったね」って私は職員の方に、感想といいますか、言ったんですけども。「いやいやそれがその後、終わった後貼り合わせても、いや全然問題なくよかったって、やってよかったって」言って、思ったよりも何かまだまだ使えるという、そういうことだというんで。いや私たち共産党市議団でも、もう思い切ってパンチングメタル、あとあのテント、屋根を大規模改修をしてやらないと、もう空調設備できないでしょ。もうそれ必要だろうということで、実は団会議ではそういう話になったんですよ。でもなあこんな大変なときに、資材高騰だ何だというときどうかなという、私としてはちょっと気が引けたんです。でもこうやって伝えておきますけども。いずれは、屋根取り替えるしかないんだろうな。そしたら、全然しっかりしてるということを聞いて、よかったし、あとは利用者の皆さんの、しっかり理解も受けながら、けがのないよう、救急車で運ばれるようなことのないようにしていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、そうは言っても、いずれは改修であったり、建て替えるという時も来るかと思います。そういう意味では、ぜひそういった検討課題としては持っていただきたいというふうに思います。

同時に、「天井の鉄骨の結露が床に落ちてるんですよ」というのは、私も今回調査に行って初めて聞いたんですよ。ああいろいろ状況変わるんだなと思いました。アリーナの床の状態と今後の見通し・対応策を伺います。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君） お答えいたします。FUYOUアリーナ藤代の体育館アリーナ内は、天井の側面部分がパンチングメタル構造になっており、藤代の体育館アリーナ内に外気が直接入り込むという状況なので、風雨の影響を受けて、雨水・砂等が入りやすい現状を把握してます。その中で、そのため、体育館アリーナ床の状況については定期的に点検を行い、修繕が必要なときには迅速に対応しているところです。それと、体育館アリーナ床面の劣化抑制については、以前よりその重要性は認識しております。ワックスがけの実施を含めた、床面のダメージを最小限に抑える対策を検討してまいりました。今後とも床面の適切な維持管理に向けた取組は継続していきます。市民の皆さんに、健康促進やスポーツ振興を図る施設として御利用いただくために、定期的な点検・メンテナンスはこれからも実施してまいります。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 以前、旧藤代町時代なんですけど、本当に結露というか、むんむんしちゃって、夏、2階の観覧席で女性がすべって脳振盪を起こして、救急車で運ばれたという、実はそういったことも経験してるんですよ。あと建設した建築会社に一度見てもらったときに、何か行く行くは床がどうなるか心配だということは、もう20年も前から指摘されてたんです。だから、赤羽議員もよく取り上げてましたけど、次の年は私が取り上げるというようなことで、交代で——旧藤代町を知ってる者としては、繰り返し取り上げてきたんです。あのパンチングメタルだのテントがちょっと——よくないのかなというような、そういうふうになんて言われてきたので。今後けが人なども出ないように、また広く市民の方が利用されてるというのは私も常々見てますので、そういう意味では、きちっと推移を見て進めていただきたいというふうに思います。

それで3点目、先日、市議会主催の意見交換会がありまして、市民から「憩いの場とする公園づくり」が実は提案されました。具体的には、私たち議会で執行部の協力を得ながら対応することになりますからここでは取り上げませんが、ただ大いに市民の声を生かし、憩いのスポーツセンターとして取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、その辺の所見を伺います。

○議長（山野井 隆君） スポーツ振興課副参事、野口勝彦君。

○スポーツ振興課副参事（野口勝彦君） 遠山議員の質問に答弁します。市民から、憩いの場にする公園づくりとのことですが、FUYOUアリーナ藤代については、スポーツ施設であります。FUYOUアリーナ藤代は、体育館・野球場・テニスコート・多目的広場・ピクニック広場・クレイ広場の複合施設となっております。スポーツ施設については、利用者の健康促進やスポーツ振興として多くの方々に御利用いただいております。また、ピクニック広場につきましては、スポーツ施設以外としても、家族連れの方々が様々な方法で遊び回る場所というイメージがあり、憩いの場となっております。そうした方々が安

心して利用できるように、FUYOUアリーナ藤代内の維持管理については、敷地内全体の草刈り、野球場・多目的広場・ピクニック広場の芝刈り及び樹木剪定を定期的に行っております。今後も、利用する方々が安心安全に利用していただくため、施設の維持管理に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります、この点は。

続いて、新堀開発についてです。道路化している現状について問うものなんですけれども。まず初めに、この「道路化している」というふうにしたのは、先ほどタブレットでちょっと地図を見ましても分かるんですけど、真っ白くなってるんですよ。何かきれいに、ここにアスファルトでも流したらもう道路になっちゃうのと思うようなほど、前の新堀埋めた後とちょっと違って、きちっと整備されていたと——1か月ぐらい前です、びっくりしたんです、実は。それで今回また取り上げているわけなんですけれども、そもそも法定外公共物の使用を許可してきた結果とすれば——この道路化している現状、その目的は妥当なものとして市が判断してきたことになりましたが、法令上、毎年毎年、許可してきました。その辺の問題はないのか。その根拠を改めてお示しいただきたい。道路法第24条ですとか、公共物についてとか、法定外公共物の取扱いとか——いろいろありますが、その辺をいま一度、説明を願います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、原部英樹君。

〔建設部長 原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君） それでは、遠山議員の御質問に答弁をさせていただきます。新川地区におきましては、令和2年4月に茨城県の埋立ての許可を受けました。許可範囲及び許可区域の仮設搬入道路に市が管理する市道や法定外公共物なども含まれていることから、道路法第24条及び取手市法定外公共物管理条例第4条の規定に基づきまして、土地所有者であります取手市の許可を受け、一般事業者が市道及び法定外公共物の工事を実施しておりました。茨城県の埋立許可取消し後におきましても、自社用地活用のため、許可申請を継続し工事を行っておりました。令和5年12月からは、施工業者が変更となっておりますが、許可申請を継続しまして、自社用地活用のための工事を実施している状況です。御質問のありました道路の築造につきましては、これまで許可内容について、区域全体の活用についての計画の見直しがなされていないことから、以前の許可内容に基づき築造工事を行っているものとなります。事業計画の見直し及び道路築造においても、計画の見直しをするよう条件を付し、指導を行ってきたところであり、申請内容の見直しに当たっては、計画内容を確認しつつ、地域の現状と照らし合わせながら精査した上で判断してまいりたいと考えております。また、道路の復旧につきましては、新川グラウンドからの東側の区域においては、仮設道路を前提とした内容で許可を行ってまいりました。この区域については、農地として耕作されている方もいらっしゃいますので、事業者の土地活用と地域からの要望などを踏まえまして、復旧に向けての協議を行ってまいりたいと考え

ております。

〔建設部長 原部英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 先ほど私も言いましたけど、先日、現地に行きましたら、以前に比べきれいに整備されちゃってたんですよ。で、何か両脇斜めに——そういうふうにはやらないといけないという設計図も見てますけど、それにしてもなんか上きれいに、真っ白い何か上にかぶせたようなというか——なってます。改めて確認しますが、原状を回復するという認識、事業者は変更になりましたけど、持ってますよね。それだけ、ちょっと1点確認していいですか。現場よく見ていただいている方だから。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁させていただきます。私どもも現地のほうをちょっと確認させていただいたんですが、うちのほうに申請出されている内容と若干ちょっと異なる点がありましたので、その点に関しましては、施工業者のほうに指導させていただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そうですよ。で、その両脇、以前この議場で写真も出しましたが、相変わらずエメラルドグリーンの池じゃない、水たまりですよ、大きな。相変わらずあって、中にはもう一つは、何か白い泡が一面出ているというような水たまり。それで、牛久沼のほうの斜面というか、新堀の切り落とし——何だろう、切り落としたっていか、そこも水がたまってるんですけど、その水の色と、この双葉地区の——双葉団地の側というのは、全然色が違うんですよ。だから、地権者の皆さん、地元の皆さんは、この新堀を埋めたとき何を入れたんだろうというふうに、本当に疑義を感じてたというのは、この水たまりの色からして思うわけなんです。それから、断面がちょうど入り口のほうで——トラックの入り口のほうで断面が見えて、そうすると断層が見えたわけですよ。で、今、断層見えてるのかどうか、ちょっとそこまで私今確認してません。きれいになっちゃったというので写真は撮ったんですけどね。そうすると、あの断面見ると、これガジガジになって原状回復、これ、どうやったらまた掘り直しできんだろうというのが——そう認識されています。その点、ちょっと改めて指摘しておきたいと思うんですが。

そもそもの始まり、今、部長から答弁、説明がありました。茨城県の埋立て許可が始まります。それによって、取手市で管理している道路や水路、市道や法定外公共物、新堀が工事用搬入路として、管理課に許可申請を取って行ってきたわけです。そこまでは、まあまあ。ところが、新堀が埋められたことで田んぼの排水ができなくなってしまった点、しかも、新堀に埋めているものに地元住民は疑義を感じている点——先ほど述べました、水たまりの色が違うということからです。で、田んぼの排水——新堀に疑義を感じている点、それに——それ以前に、地権者が知らない間に事業が始まった点——要するに肝腎な地元説明会が行われなかった点です。ましてや、同意書の偽装が明らかになって、みんなで——複数で県に申し出たところ、じゃあということで個別に部屋に通されて——個別にですよ、登記簿謄本やら印鑑照合まで行ったのに、県の許可がその後——1か月ぐらいして取

り消されたわけです。ところが、計画外に埋立てが行われていたためという、それを理由に新聞報道されました。地元は、あっ、自分たち何度も行って説明してきたのに、そのことは全く触れないんだということで、いまだに不信感を抱いたままである点。そういったことから、この新川・新堀の埋立てというよりも、今は開発——「開発事業」と私は言ってますけれども、こういったことが行われてきたわけなんです。私もちょうど質問して1年——丸々1年過ぎました。もちろん、その前から同僚議員の方も取り上げていたわけですが、私の質問に対しても、1年間、同じ答弁を繰り返してきたわけです。「指導してます」ということで答弁されてましたけど、一つでも改善されたんでしょうか——ありますか。その点だけ。で、改善されなかったら……。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁させていただきます。地元のほうからいろいろと要望が上がっております。それなりに業者のほうと協議して、対策を取らせていただいたんですけども、地元が納得されない内容というのも多数ございます。その中で、全く改善されてないわけではないと考えております。その中で、この間、遠山議員のほうにもちょっと御報告させていただいたんですけど、1か所は田んぼのほうの排水がちょっとうまく取れないというところで、業者さんと6月2日に現地のほうで地権者とお話合いをする予定だったんですけども、台風6号の関係があって、ちょっと延期させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） この議場では、要望8項目ということで確認をしてきたわけなんですけど、一度業者も受け入れて素掘りの排水路をやってくれたけれども、もう1年もたたないうちにもう埋まっちゃったよという、そういった場所もありました。ということで、引き継いだ——太陽光パネルを設置したものの、今度引き継いだ業者にしたら、何でもこの排水がうまくいかないんだと。で、その先にある農業従事者から、いやいやいや文句を言われたけどということで市に掛け合ったという、そういう経過も業者の方から——違う業者から聞いているわけで。本当に、なんせ広い地域、土地なので、担当課も本当に大変だと、苦労してるというのは承知しておりますけれども、それ以上に、地権者であったり地元、それこそ搬入路の入り口を毎日見てる人にすれば、うん、何かこう落ち着かない日々を送ってるということは、ちょっと伝えておきたいと思います。

今後、今、山田課長も言われたように、業者、そして地権者、そして行政で3者で現地確認しながら、本当にどこをどう直すという、きちっと——農業委員会もそうなんですけど——農業委員会にも伝えましたが、管理課やる気であるよということは伝えてはあるんですけども、「それぞれの部署でやることになります」ということを聞きましたけど、ぜひ積極的に取り組んで、1つでも2つでも改善に向けて、ここで終わりましたというようなことが報告できるように、ほかの議員も心配してるはずですからね。中村市長もそうですよ、県議のときに一緒に取り組んだわけですから。だから、そういう意味では、ちょっと推移を見守っていきたいと思います。ということで、よろしく願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○管理課長（山田哲也君） はい。

○23 番（遠山智恵子君） 不満そうだったから。

〔笑う者あり〕

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁させていただきます。今までも、地元と業者と私ども行政でお話合いをして、地元の対応をしてきました。引き続き、今のスタンスで進めていきたいと考えております。以上です。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあ、部長、よろしくお願ひしたいと思います、本当に。以上で一般質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時 08 分散会